

---

平成23年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成23年12月12日 (月曜日)

---

議事日程(2)

平成23年12月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
9番 今井 保利	10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美
13番 横尾 武志			

---

【欠席議員】(なし)

---

【欠員】(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 井上 康治	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	狩集喜美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----  
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、7番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

おはようございます。7番、辻本です。きょうはちょっと議場が寒々しく感じますが、辛抱していただきたいと思います。

それでは、私が提出させていただきました件につきまして質問させていただきます。

まず、1点目は芦屋海岸の飛砂対策について。

要旨につきましては、飛砂被害は喫緊の課題と考えますがどのように措置するのか。

2点目は、里浜事業の今後の展開はどのようになるのか。その進捗状況はどうか。

3点目は、砂の問題は海岸線全体からの対応等の検討が必要であると思いますが、今後の方向性はどうかということをお尋ねいたします。

2点目は、中心市街地の整備についてです。

内容の1、核となる店舗の開業に伴う中心市街地の整備について、行政としての取り組みの内容はどうか。

2点目は、今後町外への購買力流出に歯どめがかかると思われるが、将来ふえるであろう高齢者への対策はどのように考えているのか。

3点目は、空き店舗対策等、ソフト事業をどのように考えているのかということをお尋ねし、第1回の質問とさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名、芦屋海岸の飛砂対策について。

要旨1、飛砂被害は喫緊の課題であると考えますが、どのように措置するかにつきまして答弁させていただきます。

現在、海浜公園第1駐車場の前、それから芦屋港の野積場には福岡県によって大量の砂が積まれております。この状態が続けばこれからの強風もあって、近隣の家屋、海浜公園の飛砂被害が相当なものになることが予想されております。

この堆積した砂については、至急撤去してほしい旨の申し入れを行った結果、早期に撤去することを確認しており、松の試験施工を行う予定の芦屋海岸西側に堆積している部分を含め、現在福岡県県土整備事務所から工事の発注準備をしている旨の回答を得ております。もうしばらくの間で撤去されるものと考えております。

引き続きまして、要旨2、里浜事業の今後の展開はどのようになるかその進捗状

況を尋ねる。

里浜事業は景観へも考慮し約3万8,000本の松を植樹し、飛砂をとめるものです。この事業の主体は海岸管理者であります福岡県であり、里浜事業に着手する前段として、本年度、芦屋海岸の西側で砂を除去する予定区域に、試験的に松を400本植樹する計画を持っております。

この試験施工につきましては、松が芦屋海岸で育成するか確認するものであり、住民の皆さんなどで構成する里浜づくりの実行委員会でも、福岡県から提案され必要な事業であるとの認識のもと協議を行っております。

今後の里浜事業につきましては、植樹した松の育成を見守りつつ事業目的が達成されると判断することにより、次の段階へ進むものと考えております。

要旨3、砂の問題は海岸全体における根本的な対応を検討する必要があると考えるが今後の方向性を尋ねる。

先日、岡垣町におきまして、三里松原海岸の侵食対策にかかわるシンポジウムがございました。その報告の中では冬季を中心に、三里松原海岸から芦屋海岸へ砂の移動が顕著に認められております。

岡垣町の対策としましては汐入川に導流堤を延伸し、三里松原の砂を芦屋方面へ流れないように養浜する提言がございました。岡垣町は海岸侵食、芦屋町では堆積と相反する現象ですが、同じ海岸線で問題を抱えております。

また、このシンポジウムでも岡垣町の町長から、ぜひ芦屋町と協力して国や県へ対策を要望していきたいとの発言もございました。

このようなことから、岡垣町とはまず事務担当で協議をすることを確認しており、その上で福岡県に加わっていただき、今後の対策を検討していく機関を設置するよう、具体化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

地域づくり課長。

**○地域づくり課長 中西 新吾君**

件名2、市街地、中心市街地の整備について。

要旨1、核となる店舗の開業に伴う中心市街地の整備について、行政としての取り組み内容はについて回答いたします。

活力ある商店街づくりについては、計画的に取り組む意欲ある商店街や商工会がみずから行うべきものと考えています。その取り組みに対して国や県の補助制度を活用しながら、町としても支援していきます。

また、中心市街地を含め、町で買い物をする仕組みも重要であると考えています。商工会では地域活性化委員会を設け、町外流出の購買額の減少を目的に商業振興策など検討されていきますので、その内容により町として支援していきたいと考えています。

中心市街地周辺のハード整備については、中央公園はリニューアルするために今年度基本設計を行っており、スーパー建設地の中央公園側と防火水槽付近はセットバックによる道路確保を行います。町と県の周辺道路の整備については、農協前から中学校校門前の通りの整備、バス通りである芦屋・遠賀線の街路整備が終えています。

要旨2、今後町外への購買力流出に歯どめがかかると思われるが、将来ふえるであろう高齢者への対策はどのように考えているのかについて回答いたします。

購買流出について、今年度、芦屋町地域公共交通確保維持改善計画策定で、住民アンケート調査が行われました。この中に普段の買い物についてよく行く目的地、目的地までの移動手段の質問項目があり、集計結果ではサンリブ高須、ゆめタウン遠賀、マミーズしんえい店、ルミエール水巻、イオン岡垣、フラップ芦屋店の順で、この調査では約50%の方がよく行く買い物地が町外となっています。

移動手段について複数回答ですが、自家用車で自分で運転、送迎を合わせると約80%となり、続いて北九州市営バス、芦屋タウンバス、黒崎空港バス、自転車、芦屋町巡回バスの順になっています。

芦屋町の高齢化について、65歳以上の方の占める割合は20年が22.7%、23年が24.1%、26年が27.2%、32年が29.9%と推測されています。将来の高齢化の買い物について、移動手段としては先ほど述べました自家用車、北九州市営バス、芦屋タウンバスが主なものになると考えます。また、病院も含めた移動手段では巡回バスも重要になってくるものと思われま

す。宅配サービスについては、現在一部商業者により実施されており、介護の方面ではホームヘルパーによる在宅支援も行われています。将来の高齢化に向けての対策は、既存のスーパーや商業者が宅配サービスを充実させるなど、民間の取り組みを注視しながら対策を検討していきます。

要旨3、空き店舗対策などの支援について回答いたします。

県の商店街活性化に係る補助金として、ソフト事業の中に空き店舗活用促進事業、商店街活性化事業があり、補助対象団体は商工会、商店街振興組合などになります。これら事業にかかわる県補助金は、補助対象団体に対する町の補助金と同額以内となることから、事業に対して町として支援をしていきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

まず、要旨1の飛砂被害の喫緊の課題についての回答がありました。

そこから入らせていただきますが、まず芦屋海岸における大量に堆積した砂による飛砂被害対策につきましては、これから強くなる冬場の季節によって私が住む幸町もそうでございますが、白浜、浜崎地区の住民にとっては本当に喫緊の課題だと考えますが、具体的にどのように措置していくのかということをまずお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

これまでの海浜公園、それから飛んでいった砂っていうのは、上がってきたものを単に押し戻すというような対策しか取られてきておりませんでした。そこで議員ご指摘のとおり、どうなのかと根本的な対策にもなりません。

したがって、福岡県に対しては砂の除去につきましては、海浜公園、民家などへ影響が出ない場所に移動、それから場合によっては廃棄を行う必要があるということから、福岡県に対して速やかに要請を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今年度中に、その事項は行うということにつきよくわかりました。

これらの砂の多くは今申し上げましたように、例えば、去年の冬場に海浜公園の駐車場内に堆積したものが今の現状です。その砂はこれからの冬場の北風、北西の風によって、再度海浜公園あるいは周辺地域に飛散することになると思います。

したがって、単に移動させるだけでは改善するとは思っておりません。海岸線の管理については、先ほど話がありましたように福岡県の所管であります。これらの砂の処理については移動するにしても、再度芦屋町に影響が出るような、単に移動するような方法には問題があると考えます。

したがって、積み上げられました、積み上げられた砂については、喫緊の課題ですから早急な対策が必要です。ついては、すぐにでも実施されるよう県に要請すべきだと思いますがどうですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

第1回目の答弁でもご回答しましたように、港湾の野積場、それから海浜公園の第1駐車場、ここに積んである砂っていうのは、福岡県がただいまから処理をするようにします。

それから、先ほどの答弁行いましたように、それ以外に毎年毎年新しく砂が今芦屋海岸に供給されております。こういったものについては飛砂被害を及ぼさないように、対策をとるように、福岡県に対して申し入れていきたいということで答弁をしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

砂の撤去が終わった段階で、もう一つ対策を講じていただきたいと思います。

それは防砂フェンスの設置であります。これは非常に効果があると思いますので、この件につきましても、県に対して要請していただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

防砂フェンスにつきましては、福岡県のほうが設置というものを検討しておりますので、砂が飛ばないような対策がそこで行われると考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

この飛砂対策についての第1点はこれで終わります。

次に、里浜事業の今後の展開についてお尋ねします。里浜事業の今後の展開を、どのように進めていくのか、その進捗状況について現状をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

現在、里浜づくりの事業につきましては当初のワークショップ、それから技術検

討委員会、そして里浜づくり実行委員会というふうな行程を経ておりますけれども、それを実現に移すための実行委員会、住民の方が入られている委員会ですけれども、こちらのほうで今後の事業展開について、検討をされている段階でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今からそういった実現へ向けての、検討委員会を立ち上げるということについては理解いたしました。

次に、この砂の堆積の大きな要因というのにつきましては、港湾施設によって発生しているものと私は考えています。しかし、この港湾につきましては芦屋漁港を含んでいるもので、漁業者にとっては大切な施設でもあります。

したがって、港湾の撤去なんていうのは考えられません。このためこのことを前提にして、対策を講ずる必要があると思います。現在、県により進められようとしている里浜事業につきましては、飛砂対策としては有効な手段と思っておりますが、問題は防風防砂の機能を持つまでに、先ほど話がありました植林した松がきちんと育つかどうかであります。

このため、それまでの間の維持管理及びその後の維持管理を、だれがどのように責任を持ってやるのかということになります。この育成と維持管理に関する町の考え方をお尋ねします。

また、港湾については地方港湾として有効利用を推進すべきだと考えていますので、これについても今後どのように対応されるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず松の件ですけれども、試験的に植樹を行う、または本格的な植樹についても一定の育成が図られて飛砂効果が確認するまでは、福岡県が責任を持って維持管理すべきものと考えております。

松は植樹してから1、2年の管理が重要であると専門家は指摘しております。この間に松くい虫被害に遭うと一度に広がってしまうこともございます。このような被害を受けた松を直ちに除去する必要がありますので、このような作業は福岡県の責任で行っていただき、芦屋町としてはそのような状況を福岡県へ連絡するなど、パトロール的な支援を担えるのではないかっていうふうに考えております。

それから、飛砂効果があらわれるまで松の育成期間ということで、福岡県によって維持管理を行うことは基本的なスタンスは話し合っておりますけれども、細かい事項などはまだ調整を行っておりませんので、今後協議を進めていくということになると思います。

それから、2点目の港湾利用につきましてでございます。現在、西川などにはプレジャーボートが不法係留しております。この受け入れ施設にかかわる問題もございます。芦屋港がこの受け入れ施設として利用できるよう、港湾計画の変更についても福岡県へ要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

この件についてわかりました。

次に、3点目に移ります。海岸線全体のこれは対応ということの説明を受けました。先般岡垣町でシンポジウムがあったということを知っていますが、私はこの砂の問題は確かに芦屋町から、芦屋から岡垣までの海岸線全体における、根本的な対応を検討していく必要があると考えます。

今後の対応について、どのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

先日の12月10日、岡垣町長の一般質問の答弁も朝日新聞のほうに載っていましたが、岡垣町としても芦屋町と一緒に協議を進めていきたいというふうな要望も持っています。そして私どもも岡垣町と一緒に、もっと一緒にやりたいと、そもそもこの海岸一帯というのは福岡県が管理しておりますもので、福岡県を交えまして三里松原海岸における砂の減少を食いとめ、そしてなおかつ芦屋町における砂の対策を食いとめるよう、お互い協力して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

この飛砂対策、砂の堆積につきましては芦屋町の長年の課題、懸案事由でございますので、検討を、連携として早急な将来的な取り組みを行っていただきたいと思っております。この第1点につきましては質問は終わります。

次に、中心市街地の整備についてに移らせていただきます。

まず、1点目の核となる店舗の開業に伴う商店街の中心市街地の整備についてということで、先ほど、説明を受けました。その中でまずこの船頭町駐車場地に核となる店舗の誘致が決定して、現在工事が進んでおりますけれども、来年の4月には開業予定ということになっております。この計画に至る目的と定義をもう一度説明していただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

船頭町駐車場の計画経緯について回答いたします。

平成5年3月に芦屋町中心商業集積基本計画を策定、平成6年3月に芦屋町商業集積整備基本構想策定調査委員会が事業報告書を町長へ答申、これは商業振興や住民の利便性、快適性の向上を図るための施策の検討を重ね、船頭町商業集積施設の答申がなされたものでした。

平成7年9月、芦屋町中核施設研究委員会の検討結果報告があります。これはパティオ事業案の採択でした。平成11年3月芦屋町中心商業集積計画の基本計画を策定、その後商業集積施設を建設するために商工会、商業者及び行政が一体となって取り組んできました。しかし、平成13年3月地元周辺のコンセンサスがとれず断念した経緯があります。

この事業で取得した土地は、商業振興施策の一環として商工会へ駐車場として貸し付け、一方では魅力ある商業集積を図るとともに周辺を整備し、住民に利便性と快適な買い物空間を提供する利用検討を行ってきました。

平成21年10月の用途地域見直し後の平成22年2月に売却による公募、5月には売却及び貸し付けによる公募を行いました。応募はおらず、さらに8月にも賃貸による公募でもおらず、11月の町の建て貸しによる公募の結果、12月に麻生芳雄商事株式会社が申し込み、審査の結果現在の計画に至っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今の説明を受けまして、これまでの流れと目的というのがわかりました。その結果で今日の核店舗誘致に至ったということですが、私は今説明ありましたように商店街の核であったハローデイが撤退したことで、消費者にとっては購買の選択肢がなくなったということだけではなく、一帯の回遊性の低下を招き、結果として都市機能の低下についていいますか、地域経済全体に及ぼす影響が極めて大きいということになったと思います。

したがって、今回の計画につきましては中心市街地再生の起爆にするという、根本的な考え方での核店舗誘致につきましては、私もかかわっておった経過がありますのでわかりますが、もう本当に30年来の課題に果敢に取り組んだ、町長の英断によるものだと思っております。

私はこのような中心地域を活性化するための町づくり計画に対する基本的な考え方が理解されていないから、先般からいろんなマミーズの、が成り立たなくなるとかいうような、次元が違う議論が出てきたのではないかと考えていますし、本当に中心市街地の整備は必要ないと思っておられるとするのであれば、町の発展を望んでおられないと、そういう結果にもなるということにもなります。ちょっと残念になります。

そこで具体的な質問に入らせていただきますが、来春に核店舗の施設が誕生するだけで、中心市街地全体に魅力が高まるものではないということは言うに及びません。既に建設工事が進んでおり、核店舗の開業に合わせて商業全体の活性化を図るチャンスでもあります。

このことを考えると、計画地に隣接する商店街の再生については、指導団体である商工会と商店街が主体となって取り組んでもらわないと商業の活性化はあり得ないと思っておりますが、その動きは全く見えません。行政として商工会に対してどのような指導を行っているのかお尋ねしたい。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

商工会は商工会法に基づいて地域の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に寄与するとあります。商工会中心に商業の活性化、近代化に取り組むことを行政として支援しています。そのために今行政と商工会、観光協会でも定期的な会議も行っています。

また、先ほど申しましたように、地域活性化検討委員会が商工会の中で開催されています。またそれとは別に要請があれば、商工会と行政で会議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上で回答いたします。

○議長 横尾 武志君



辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今の商店街の中に地域活性化検討委員会が立ち上げられたと聞いていますが、この前の臨時議会だったですかね、そのとき話があったのは商工会に活性化委員会ができたということを知りまして、その後あるときに商工会の会議に参加したこともあります。そのときの私が質問したのは活性化委員会が商工会にできたと聞いているが、その中でその中心市街地のこれについてやるんですかというお尋ねをしました。全く関係ないという話であったので、私ちょっと、私たちの認識はそうじゃありませんよってという話もしましたが、どうも話を聞いていますと何かややもすると行政にばかり頼るといような雰囲気があって、動きが鈍いのかなというのを思いますし、この問題、まさに官民一体となった取り組みの中の民の役割、それが商工会であろうかと思っています。このときにしっかり汗をかいてもらわないと、本当に真の活性化はできないと思っておりますが、この件についてどう思いますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

この船頭町の中心市街地の活性化事業、これにつきましては今議員おっしゃられたように、芦屋町の基盤整備の一環とこのように考えております。いわゆる核となる店舗を誘致いたしまして、それは長年の懸案事項として、13年度には商工会のほうで断念されたという経緯もございますが、このようなことの基盤整備を町が行いました。

その後ということになります。その後については中心市街地の整備いわゆる商店街の整備、これに力を注いでいただきたいと思います。このように考えております。

マスタープランにもこの中心市街地の整備ってというのは、一つの課題というふうに考えておりますし、そのようなことで今後商工会、それから商店街の皆様が主体となって、この商店街の再生に取り組んでいただきたい、このように考えておりますし、そのための支援も行政としてやっていかなければならない、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

確かにこのマスタープラン、基本構想があります。この中にもきちんと書いてありますので、そこらあたりにつきましてはさらなる支援をしていただきたいと思います。

この中心市街地の再生につきましては、マスタープランの策定時の調査結果であったと思いますが、何かこう表がありました、満足度が一番低いというのがこの項目だったと思います。したがって、この中心市街地全体につきましては、一商店や商店街だけの取り組みとして活動を続けられる問題、重要なテーマではないと、何て言いますか、逆に重要なテーマであるということなので、やはり短期的、長期的に取り組む行うためには、先ほどちょっと話出ました商業振興調査研究委員会というのがありますが、それを再開する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

商業振興調査研究委員会について回答いたします。商業振興調査研究委員会は中心商業集積計画を目的に設立され、商業活性化はもちろん町の顔という都市形成を含めて、諮問を受け答申を行ってきました。

しかし、計画が断念された後、平成15年度に1回の委員会を開催以降、委員会の開催はしていません。委員会は本町商業の振興発展に関する必要な事項を調査研究するものとして、条例に基づき設置するものですから、調査研究する具体的な案件があれば委員会の設置を行います。

商工会からも商業振興調査研究委員会の開催について要望がありました。ですから、具体的な調査、研究案件につきましては、商工会と協議をして開催に向けて検討していきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

そういった申し出があつて具体的な少し中身が入るとする、中身がある程度決まればぜひ開催していただきたいと思っています。

次に、2点目に移らさせていただきます。購買力流出、それから高齢化率につきましてわかりました。

本当にこれから高齢化が進むってということは、本当に皆わかってるわけですが、本当そうなる車を使って買い物できない高齢者がふえてくる、いわゆる買い物難民というのがふえてくると思います。これからはこれらの方々に対する生活支援の考えが必要になってくるのではないかと思います。今後の対策として具体的に何かどのような、何かの考え方があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

高齢者につきましては、1回目の要旨2のときに回答いたしました。交通、交通者の足になるもの、足の確保、公共交通機関含めた足の確保、それとまた宅配サービスについては、現在一部の事業者により実施されております。介護の方面ではホームヘルパーの支援が行われております。

行政としては民間の取り組みをまず頑張りたいというふうに思っております。その民間の取り組みを注視しながら、行政としては対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

確かに交通体系の整備、これはこの前から全協で説明がありました。非常、芦屋町にとっては大事な課題の一つだと思いますので、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

なお、今出ました独居老人の方や老夫婦の世帯に対する宅配サービスっていうのがありましたが、これこそ今の時代にまさにマッチしていると思います。

したがいまして、これこそ商工会が中心となって窓口にもなって、住民の方に対する買い物代行サービス事業を展開するというような仕組みが、非常に大事な部分ではないかと思っておりますので、商工会にやってもらうというような考え方、お持ちであればぜひそれ進めていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

商工会につきましては過去宅配サービスについて、調査研究するということでの申し入れをしております。そのときの回答につきましては、商工会のほうでは調査研究をしていくという回答がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今申し上げましたように、この件については非常に取り組みやすい事業でもあるしと思えますし、本当に高齢者の方々に対する優しいまちづくりの一環でもあろうかと思っておりますので、ぜひ積極的に推進していただきたいと思います。これはお願いしておきます。

次に、第3点目、空き店舗対策についてのほうに入らせていただきます。ご存じのように商店街や近くの、商店街の近くに結構空き店舗がありますが、先ほどもちょっと冒頭触れましたが、この核店舗のオープンに連動した動きっていうのが絶対大事だと思っております。

この件について、空き店舗対策については、県の補助メニューもあるというふう聞いておりますので、これからこの空き店舗対策に対する助成してほしいという要望は商工会からなされているのかどうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

現在のところ要望はあってはおりません。

ただ、かつて平成11年から14年かけまして芦屋町正門通り商店街空き店舗対策事業補助金ということで、町のほうで補助した実績はあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

ここがちょっとずれてるなっというふうには、私思ってるからお尋ねしてるんです。これも言うところが、別の商工会のほうに言わないかんのかもしれないんですが、ちょっと私の前のいろんな経過があった中で、ちょっとこの場で行政として、そういうふうにしむけていただきたいという思いがあってお尋ねさせていただきました。ぜひこの中心市街地活性化、要するに商業集積という流れの中で、本当に大事な時期を迎えておると思っておりますので、しっかりと推進していただきたいということをお願いしておきます。

ちょっと関連しますが、これも先ほど地域づくり課長の中でありましたが、1番でありましたが中央公園の話が出ました。実は私もちょっと思ってるんですが、もと

もこの中央公園は町の本当に中心部に位置しておりまして、本当に公園というのは町民の方の憩いの場、子どもたちの遊びの場としてだけではなく、さまざまな機能を持たせるべきで都市公園としての役割が非常に大事だと思っています。

ところが、現状もうおわかりのように、現状は樹木が生い茂ってトイレが汚く、公園としても閉鎖的で夜は私も歩いても怖い、そういうイメージが現実だと思っています。

そこでお尋ねしますけれども、中央公園は船頭町駐車場地と町民会館や中ノ浜を結ぶ本当にど真ん中に位置している、まさに中心地域に位置しております。本当に今回の核店舗ができますと非常に大事なところだと思いますが、子どもを遊ばせながら買い物ができるというようなこと、それからこれは他の自治体でもあるんですが、そういう都市公園に高齢者向けの健康づくりの場としての健康器具の設置、こういった取り組みをしているところがありますが、そういったことも含めての整備を考えてあるのかどうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、現在中央公園のリニューアルということで、今年度基本設計を行う予定でございます。この中でワークショップを開催いたしまして、今住民の方総勢24名の方にご協力いただいて、意見等を集約しておるところでございます。

芦屋町のその中央公園は、町内でも中央に位置するシンボリックな公園ということですが、昭和40年代に開設しましてもう40数年になるわけです。現在の中央公園というのは都市計画法に基づく都市公園でございますので、いろいろリニューアルにしても制約がございます。その中で住民の方、利用される方、近隣の方、各種団体の方等の意見を聞きながら、来年の実設計、それと再来年の改修工事に向けて検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今現在ワークショップを開催中ということでございますが、この件につきまして特にお年寄り、老人向けのテレビ数日前に出ておりました。私関心があったのでたまたま見たらあったんですが、お年の方がストレッチベンチっていいですかね、そういうやつを置いてるんです。確かに日ごろ運動する機会がない方々がたまたま座って、そこで結構時間を過ごしてあると、そういう状況を見ましたので、ぜひそういうのも導入していただきたいなと思います。

ということとやはり先ほどちょっと話出ました、中央公園と今度の芦屋町駐車場地のあれはすなわち近いわけでございますので、そこをつなぐといいますかセットバックを考えているということがありましたが、そこらあたりも含めて整備をし直すということが、やっぱり住みよい町とかにぎわいのある町とかということで、最終的には中心市街地の活性化につながっていくと思いますので、具体的に前向きに検討していただきたいと思っています。

そこで終わりに町長にお尋ねしたいと思っておりますが、今回の核店舗事業への取り組みについては、本当に町長の英断で取り組まれておりまして、中心市街地への活性化への第一歩であると思います。これからの動きっていいですか、町長の思いを

ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君  
町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来よりこの中心市街地の経過等々、それから核店舗等とのいきさつの論議いろいろあったわけですが、先ほど来より話が出ておりますように、この件につきましてはもう先ほども年数が出ましたけど30年前から先人のいわゆる行政の方、議会の方、商工会の役員の方が非常に多くの時間、それから経費を使って取り組んでおったわけですが、やはりどうしても地元の方と合意ができなかったということで、そうこうしているうちにハローデイの撤退、この辺から境にしてあそこの中心市街地の衰退活性化が起こったと私は思っておるわけですが。

芦屋町の、今回、第5次の総合振興計画で、その前に第4次をつぶさに見させていただいたんですが、同じことが書いてあるわけです。そういう形の中で大きくまちづくりをする中で、一番大きな今問題は人口対策、いかに定住していただくか、それから芦屋のいわゆるアパートに入っている人たちは、遠賀、岡垣に移住していく、それをいかにしてとめるか、やはり定住化政策の一環として、中心市街地をつくってお買い物ができることを確保する。

それからお話がありましたように、今買い物難民という言葉がでました。これは芦屋町だけでなく、先日も中間のある市議会議員との話で、中間でもすごいんですよということで、買い物難民で非常に苦慮しておりますということで、もう高齢化は待ったなしでございます。

そういう形の中で今お話がありましたように、それに付随したいわゆる中央公園の整備、きょうも朝NHKのニュースで北九州市が公園をお年寄りの方の健康のための健康器具を配置して、元気になってもらおうというニュースがあってありました。一環したまちづくりであるわけですが。

ここ数年とにかく芦屋町、元気がない、元気がないということで、皆さんももう耳にたこができるほどお聞きになられておるのではないかと考えております。有志の方が、盛上げ隊の皆さん、それから今回「祭りあしや」2回目でありましたが、本当にボランティアの方がたくさん何とかしようということで、今一生懸命いただいておりますが、やはり人口がふえて町内で消費が進めば、雇用等も期待できるわけですが。

第5次総合振興計画は「魅力を活かしみんなで作る元気なあしや」ということになっております。この10年間の総合計画でございますので、少しずつではありますが財政状況を見ながら、元気なまちづくりということに行政を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君  
辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

まさに今町長のお話ですね、私もそのとおりで思っています。本当に今芦屋町の置かれた地理的条件とかいろいろありますけれども、やっぱり最後は住んでよかった町、住みよい町というのが一番だと思います。

これからも町の発展のためにしっかりと頑張っていただきたいと思います。そう

いうことをお願いして、私の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時より始めます。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。一般質問の通告書に書いてあります件名、要旨を読み上げて第1回目の質問といたします。

件名、広報の内容について。

要旨、11月1日で町の家計簿として財政の数値が広報に掲載されているが、いわゆる借りているお金、起債についての数値の表記説明がないがこの理由は。

件名2、船頭町活性化について。

要旨1、9月の一般質問で船頭町活性化事業において必要性の検証、投下資金の対費用効果を調査を行わずに事業を進めていると町は回答した。芦屋町は税金を使うときは全く調査、検証なしで、政策、施策を行っている判断しました。この事実は芦屋町行政の基本的な姿勢として理解をいたしました。今後も検証することなく大切な税金を使っていく、この姿勢を芦屋町行政は貫く考えで間違いがないかどうか確認をいたします。

要旨2、建物貸し出しの金額は1億5,000万円の均等払い15年で逆算し、毎月の金額を算定していると聞いておりそのような説明を受けてきたが、前回の9月の私の一般質問でいきなり土地代を含む貸し出し金額と回答されました。では幾らが建物部分の計算で、幾らが土地代の計算なのかをお答え願いたいと思います。

件名3、町内業者の育成について。

要旨①、どのような施策でこの不況の中、町内業者を育成していくのか、主として建設業、製造業を軸に、町の納品入札制度の視点から、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上、通告書を読み上げて1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、11月1日号の広報あしやで22年度の決算状況について紹介していますが、町の借金ともいえる起債について、数字の紹介がないのはなぜかということの理由についてご説明申し上げます。

まず、起債自体は主に学校などの公共施設を整備するときの財源の手当の一部として、世代間の公平負担、それから財政運営上の負担の平準化等のために借り入れているわけですが、芦屋町の場合、過疎債という、実質国が後年度の元利償還金の

7割を交付税制度の中で援助するというものがあります。ほかにも臨時財政対策債とあって、交付税の制度の中で財源不足額として算定された額を借りた場合、理論上100%後年度の元利償還金の面倒を見てくれるという起債もあります。そのため単純に起債額の残高がイコール借金というわけにはならないという理解をしております。

そこで、では何を基準に起債の残高に注意を払えばいいかと申しますと、国が定めた健全化判断比率の一つに実質公債費比率という指標があります。広報あしやでは基金残高を紹介している下の部分に、町の財政は健全ですという見出しのもと、他の健全化判断比率の指標とともに表記しております。

ただ、この数値は算定内容が複雑なため、詳しい説明までは紹介できていませんが、わかりやすく言えば交付税で措置される部分を除いた純粋な元利償還金の額が、芦屋町の財政規模の場合、どのくらいまでが許容範囲かを示すものとなっております。

国ではこの数値が18%を超えたら、公債費負担適正化計画の作成を義務づけ、借り入れを許可制から協議制に変更をします。さらに25%を超えると起債制限団体として位置づけ、単独事業の起債を認めなくなるというものでございます。

芦屋町の場合、平成22年度の数値は10.3%で県平均の11.4%よりも1.1ポイント低い状況となっております。ここ5年間でも18年度が12.3%、19年度が11.9%、20年度が10.6%、21年度が10.4%ということで、5年連続で改善している状況であります。

今後は実質公債費比率について、基金残高と比較できるようなレイアウトで、わかりやすく紹介できるよう検討するとともに、数値が県平均を超えた場合や急に上昇傾向になった場合などのタイミングを見ながら、詳しく説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名、船頭町活性化について要旨1でございますが、9月の一般質問で船頭町活性化事業において、必要性の検証、投下資金の対費用効果に調査を行わず事業を進めることに対し、進めていると町は回答したとし、今後も検証することなく大切な税金を使っていく、この姿勢を行政は貫く考えで間違いはないか確認するということに対しましてお答えさせていただきます。

船頭町駐車場を活用してスーパー事業者を誘致する必要性については、平成21年11月に実施しました芦屋町コミュニティ状況調査において、住民の皆さんの満足度が最も低いものとして、中心市街地の整備が上げられておりました。その住民意識調査におきまして、3小学校区ごと、それから男女別のクロス集計をしておりますが、地域差、それから男女差に、男女差がなく同様の結果が出ております。

また、商業に関する自由意見でもスーパー設置の要望策関係は73件ございまして、高齢化、住みやすさに対応するためにも、スーパーの必要性や商店街の活性化を望んでいるという意見がございました。これら回答されている方々の多くは消費者視点からのニーズととらえております。

一方、商業者ニーズとしましては、平成21年2月に商工会の商業部会の要望として提出されたものが、船頭町駐車場へ元気のあるスーパー、スーパー誘致のスピ

ード化であり、商工会としては町内商業者の後継者問題、周辺店舗の経済波及効果の解決を図るためのものであると理解しております。このように消費者や商業者の皆さんの回答や意見、要望などにより、必要性については十分検証ができていると考えます。

また、船頭町駐車場につきましては平成4年に商業振興調査研究委員会を発足させ、その翌年に中心商業基本計画に関する答申を出して以降、平成13年に商業集積の計画が断念されるまで、一貫して核店舗誘致を進めてきた経過がございます。その当時と形態は変化していますが、核となる店舗の必要性については何ら変わっていないと考えております。

ご承知のとおり、むしろハローデイ撤退以後は商店街ともどもにぎわいが失われ、さらに高齢化により身近な買い物利便性が求められるなど、必要性はますます高まっているものと認識しております。

船頭町駐車場へスーパーを誘致した後の検証ですが、町としましては平成24年度において、平成21年度に実施した同様の住民意識調査を実施する予定でございます。商業に関する質問項目も実施する予定ですので、船頭町駐車場に立地するスーパーによる、住民意識の変化を見てとれると考えております。

次に、事務事業を実施する上では、地方自治法第2条第14項におきまして、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されています。

また、計画的な行政運営を進めることから、実施計画を初め予算編成において、各事務事業については効率性や効果などを求めながら、各課で原案を作成していただいた上でそれを確認しております。したがって、最少の経費で最大の効果を上げるよう事務を進めております。

それから要旨2でございます。前回の私の一般質問でいきなり土地代を含む貸付金額と回答された。では、幾らが建物部分の計算で幾らが土地代なのかについて、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、スーパー事業者の公募要項において、事業者から提案を求めた主な事項は、建物及び土地の使用にかかわる年間の賃料及び賃貸借の契約期間でございます。また、提案していただいた年間賃料の15年分が、建物及び設計にかかわる費用の限度額としておりました。したがって、建物の建設にかかわる費用を15年の均等払いということではなく、年間の賃料は申し込み事業者から提案していただいたものでございます。

この貸し付けについては、公募要項に基づいて実施したものでございます。公募要項では敷地面積5,572.74平方メートルと事業面積を示し、さらに事業用定期建物賃貸借契約書案においても目的物件として同様の面積及び所在地を記載しており、土地及び建物を一体的に賃貸することを前提としておりました。

普通財産を貸し付ける場合は、芦屋町有財産取扱規則により、固定資産評価相当額の100分の5が年間賃料となります。そこでこの船頭町駐車場につきましては、事業者の申請した建設限度額及び敷地面積などから、平成24年度に貸し出すことを前提に試算した結果、建物の年間賃料が約387万7,000円、土地の年間賃料が約526万1,000円となります。

また、普通地方公共団体の土地及び建物の貸し付けを行う場合は、適正な対価としないことが地方自治法237条で規定され、無償または特に低廉な



価格の場合には貸し付けに際して議会の議決を要します。このことから貸し付け料が適正な価格であれば、普通財産の貸し付けは可能ということになるわけでございます。

船頭町駐車場の土地及び建物の貸し付けに係る適正な価格は幾らかということになりますが、芦屋町有財産取扱規則第26条で、普通財産の年間貸し付け料を規定している固定資産評価相当額の100分の5に準拠することが適当であると考えております。

そこで申し込み事業者から提案のあった建物限度額及び設計額から見込まれる固定資産評価相当額を試算するとともに、土地についても貸し付けを行う予定である平成24年度の固定資産評価相当額を試算し、年間の貸付料を求めた結果、その額は含みまして約913万8,000円であり、事業者から提案されておりました年間賃料1,058万4,000円が上回っておりました。このことから事業者から提案していただいた年間賃料は適正なものと判断しておりました。おります。

なお、その後事業者から当初5年間について賃料の減額申し出があったため、年間賃料を853万7,000円に見直したことなどについては、本年3月議会の際に委員会で説明させていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

続きます。町内業者の育成についてお答えいたします。

まず、物品の発注等につきましては、以前から1件100万円未満と見込まれるものについては、町内で調達が可能の物は町内業者のみによる見積もり合わせを実施しております。ただし、町内業者が1社しかない場合は、町外業者を入れて見積もり合わせを行っております。

次に、建設工事に伴います入札制度についてですが、平成19年度の事件をきっかけに大幅な見直しを行いました。平成20年度からは特に一般競争入札の対象工事が、5億円から1,000万円に引き下げられたほか、指名競争においても必要指名業者数の3割程度は町外業者を入れるという制度に変更しました。

その後、平成21年4月3日付で総務省及び国土交通省連名により、公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善等について、緊急かつ着実に行うことが要請され、4月10日付の経済危機対策に関する政府等の合同会議において、国の地域活性化経済対策臨時交付金の活用に当たっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請されました。

このような中、福岡県では公共工事の減少などに伴う建設労働者の賃金や工事品質の低下を防ぐため、5月から最低制限価格の引き上げや県内中小企業への発注比率の目標割合を上げるなど決定しました。

そこで、芦屋町では6月から最低制限価格を10分の7から10分の8に見直すとともに、1,000万円未満の工事につきましては町内業者だけで指名できるよう変更しました。

さらに、22年4月からは一般競争入札について、予定価格が3,000万円未満の工事につきましては、参加資格を町内業者だけに限定しました。

そして、今年23年の7月1日からは、3,000万未満の工事の最低制限価格を見直すとともに、契約保証金の納付が必要な工事の契約金額を50万円以上から

300万円以上に引き上げ、また前金払いの対象となる工事の契約金額を1,000万円以上から300万円以上に引き下げました。

このように21年度以降、毎年入札制度につきましては地域経済の動向を踏まえ、町内業者の育成のため、見直しを継続的に実施してきている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ご回答ありがとうございました。

それでは、1番目の広報の内容についてということで、11月1日号、私もきょうここに持って来ておるんですけども、11月1日号にいわゆる町の家計簿ということで基金残高がふえました。町の財政は健全ですということで、実質公債費比率が10.3%、先ほどご説明があったように公債費比率が書いてあるんですけど、いかんせん町民の方々にこの公債費比率、それから基金、それから起債、言葉自体もなかなかなじみがないので、ぜひ先ほども課長のご答弁にありましたけれども、この辺はいわゆる家計簿というふうなタイトルで出して、町民に知らせるための情報の発信をしているんですけども、実際勉強している私たちでも、うんっ、と思うような内容なんです。一般町民には絶対にわからないと思います。

家計簿であれば、例えばご夫婦でおられたら、お父さん私今お金はこれだけ貯金通帳にあるよ、借金これだけあるよ、だけど借金のうちのこの分はね大丈夫よというふうな説明だと思うんですね、普通の家庭であればですね。

ところが、町のこの家計簿を見ますと、実際今お金を借りてるということで公債費、いわゆる後から返ってくるものがあるよとは言いながらも、金額何もないんですよ。貯金だけふえた。これでは家庭の中でこういうことが起こって、実際に奥さんがどっかからお金を借りて、安全だよっていうことでどっかに投資したと、そういうこと言わないで夫婦間で後でばれておかしくなるでしょう。

この場合と言う町民と行政っていうのは、やはり家族、家計簿として皆さん方も見られているわけですから。先ほど課長の答弁にありましたようにぜひその辺は明確にして、今町が目指しているように町民と行政が同一の情報を共有する、これをずっと上げておられるんですね、行政はですね。

ぜひこの目的に向かってもう少し親切丁寧に、この町の一番ここが重要なところですよ。これがわかっているいろんな施策とか政策がくるので、ぜひ課長のご答弁にあったので、私も安心はしてますけれどもこの10.3%の公債費比率、それから金額、ご説明をもう少し丁寧に、町民に示していただくことをお願いして、この1番目の質問は終わります。

それでは、2番目の船頭町の活性化について。

9月の議会では先ほどは課長のご答弁では、いや、最少の経費最大の効果でやりますよというご答弁はいただいたんですけど、実際9月の私の一般質問、つい最近ですよ、皆さん方もここにおられる方聞いておられると思うんです。ここ検証しますか、いえ、しません、というご回答だったんですよ。だから、私あえて今回この質問をいたしました。

行政は最少の経費で最大の効果を上げることが必要ですと、これは船頭町の活性化だけじゃなくてすべての事業がこの言葉でやるわけですから、大切な税金を使う場合には先ほど課長の答弁があったように、きちんとこのことを随時検証していく。

先ほどのこの船頭町の活性化については、この後24年に調査するというようないわゆる長い話がありましたけれども、いわゆる6カ月後とか3カ月後とか細かくきちんと検証していく、これが今の行政に必要とされていることだと思うんですね。2年も3年も経って検証しても何も意味がないと思いますよね。

この船頭町活性化事業についてという言葉では件名は出してますけれども、すべての行政の施策、政策については、先ほどご答弁があったように最少の経費最大の効果をぜひ得られるように検証をお願いして、この船頭町活性化の1番の質問についての私の見解と要望にしておきます。

それでは、船頭町活性化についての2番目、建物貸し出しの金額は1億5,000万円の均等払い、15年で計算しということで、私は9月の議会でお話しましたように、いえ、それは話が違うんじゃないんですか、1億5,000万は建物の投資というご説明を受けてますよと言ってるんですけども、いや、そうではないという町の行政のご判断ですので、私の今年の3月議会の一般質問の内容を再度読み上げます。

このときに私は2回聞きました。船頭町駐車場の経費は再度聞きますけども、内容的にはどういう費用ですかということ聞いてみる。2回聞いたんですよ。行政の答えはそのまま読みます。あくまでもスーパー事業者が負担していただくのは、建物の建設費に関してだけでございます。以上でございますということです。インターネット載ったら、みんな載ってます。インターネット3月議会の14ページに載ってます。私の質問の回答ですけども、この議会での回答っていうのは町民に対しても同じことなんです。再度読みますよ。あくまでもスーパー事業者に負担していただくのは、建物の建設費に関してだけだと、町は行政的にそういう判断だということで3月に言われたんですよ。

ですから、9月になってそれはおかしいでしょうということの質問をしたんですけど、ここについて再度お聞きいたします。一応、すみません、一応前に持って、お持ちでないでしょう。確認してください。これが3月議会の……。その3月議会的前提に立って私は質問をしたわけですけども、議長に確認していただけてますけども、再度お聞きします。そういうふうなご説明はした覚えはございませんか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

その答弁につきましては、私がさせていただいたわけでございますけれども、建物の建設費相当は15年間の賃料で回収できるという意味で答弁したものでございます。

公募要項のとおり、土地及び建物を合わせた賃料であるということを説明したつもりではございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

言葉の使い方っていうのは非常に難しいんですけども、私は3月の議会ですというふうにお聞きして、それからそれ以外の資料もずっと見ているんですよ。

ですけど、その中に土地代といわゆる建物両方ということのご説明が、議会の中の言葉全部記録にとってますんで確認してるんですけどないんですよ。あれば後

でまた出してください。

私はその内容で聞いて、議会いわゆる町民の代表として、その内容はいわゆる芦屋町の規則に違反しているんでしょーということ言ってるんですけども、そうではないですよって言われるんであれば、じゃあ、3月の議会で答えられたあの言葉の内容、あくまでもスーパー事業者は建物の建設費だけ負担してもらいますよと、そう実際答えられているんですからね。

だから9月に私は条例違反だということ言ってるんですけども、再度お聞きしますけども、そういうふうな認識でお答えになったわけじゃないということで、これは行政としての一課長に言ってる、行政として答えていただきたいと思えますよ。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今の企画課長が言ったとおりでございます。提案事業者が負担していただくいわゆる家賃ですよ、これは公募の要領の中で事業者から提案をしていただくこと、こういうことでやっております。

その金額についてはいわゆる建物というんですか、建設費をそれに充てますよということで提案をしていただいておりますので、いわゆる賃料自体はそのようなことになるとそういうふうに思います。

ただ、公募要領の中でもそれが記載しておりますが、物件については建物及び土地ということで物件調書にも記載されておりますので、そういうことで公募をして、そのような賃料をいただくということでございますので、土地、建物に係る賃料として建設費相当分をいただくこと、こういうことで公募したわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いろいろご説明されています。そういうことで公募されたということですけども、あくまでも議会に対する回答はそうであったということは、再度念を押しておきます。ですから、私は9月議会で条例違反であるというふうに、明確にご提示したということでお話をしておきます。

そしたら、先ほどご説明がありました中で年間の貸付賃料は、普通財産の場合はいわゆる使用料条例っていうのが、普通財産使用料条例っていうのがあると思うんですけども再確認します。

先ほどのご回答では普通財産に落とした場合は、いわゆる固定資産の100分の5というご回答でしたよね。それで間違いないか再度確認します。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

賃料の算定に当たりましては、これが普通財産というふうに、普通財産でございますので、固定資産評価相当額から100分の5を掛けた賃料として算定試算しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

再確認、100分の5は月次ですか、金額、年次ですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

年額でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうであれば、公募の段階で普通財産100分の5ということで、私は今書類がありませんから100分の5かどうかわかりませんが、それを是とするならば公募の段階で、どうしてその規定どおりに100分の5の土地と建物ということで書かないんですか。提案向こうからさせるとか、そこがちょっとわからないですね。

規則はこういうふうに100分の5であるということで、今私も初めて聞いたんですけれども、そしたら普通財産貸し出すときには、そういう貸し出し方をするというのが条例に見合った行政のやり方だと思うんですね。あえて公募にしたときには、それごと、何も初めて私たち聞きますよ、そういうの。

どこかでご説明あったかどうかは知りませんが、公募したってことは知ってますけれども、建物の賃料だけだということで今さっきから何度も、条例に普通財産100分の5、年次であるのであれば100分の5をきちっとして、賃料出すのが当然の条例に基づく活動だと思いますけれどもいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私どもはスーパーいわゆる核となるこの店舗について、どの程度の規模でどのような物をつくっていかってというノウハウを持ちません。

したがって、芦屋町の当該地で一番効果的、効率的な事業を営めるような規模の店舗を誘致したわけですが、その内容についてよく具体的に私ども自身が承知していないという前提がございまして、したがってその公募申請者からご提案をしていただく、このように考えたわけですが。

そのご提案をされたものに対して、私どもが先ほど企画課長言いましたその額が適当かどうか検証すると、このようなことでプレゼン以降いろいろ検討した結果、この業者を最優先交渉権者というふうに決定したわけですが。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

先ほどの1番目に、一番最初に私言いました。9月は条例違反だよ、説明と違ってよ。ここが1点。

2点目、今私が言ってるのは、もし今行政側が言ってるように土地代と建物代をという契約であれば、条例に基づけば、私、中身は知りませんが、今課長の回答で聞いてるんですよ、100分の5ということで契約、公募すべきじゃない。それが条例に基づいてるでしょうが。何で条例のことをきかないで、そんな公募をしてるのか。これだって、そういう今のご回答だって条例違反ですよ、違いますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

仮にですが事業者が申請してきた金額が、この私どもの地方自治法、それから町有財産取扱規則になじまない金額だということになれば、最優先交渉権者にはならない。そのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、仮にとか言われます、仮にとか何とか何も関係ないんですよ。条例では先ほどご回答があったように、100分の5、100分の5できちんと貸し出すといっているのが、そのとおりのやり方が条例違反でない行政のやり方です。間違ってる、条例違反、これも。どっちにしろ条例違反と私は判断します。

これを指摘して再確認します。もし、土地代が100分の5、この数字私知りません、確認しておりません。行政財産であれば1,000分の6ということは知っています。普通財産では100分の5としますよ、ここの土地の評価額、鑑定評価額っていうのはお幾らなんですか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 境 富雄君

評価額についてお答えをいたします。

ご存じのように町有地については評価額は設定をしておりますが、仮に23年の1月1日で評価した場合、おおむね1億1,400万程度になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の課長の答弁でわかるように、町有地ってのは評価ないんですよ。

いいですか、町はこの事業進出してくる人と契約するときには、その時点における鑑定評価額を評価して、そして100分の5として賃料、土地代は取りますよっていうのが正確な答えなんです。

いいですか、もう一度いきますよ。皆さん方の答えと私の頭の中の常識からいきますと、行政、今回の公募のやり方は、本当は土地代に関しては土地は普通財産になりますから、財産台帳価格、実際は今町有地ですからこれは評価がないんですよ、数字ないんですよ。100分の5って言っても、数字、今さっき言われた答えは土地は542万とか言ってるのも、全くの推測数値ですよ、全く根拠ないんですよ。

実際、契約したときにその土地を評価して、その100分の5を取りますよっていうのが正しい契約だと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

普通財産を貸し付けしてる状況についてちょっと報告をします。

普通財産については芦屋町何十件か貸してるわけなんですけど、普通財産については100分の5ということで、土地を貸し付けているのが多くあります。郵便局、それから福銀ATMについては土地と建物を貸し付けていますが、これにつきましても100分の5ということで貸し付けしております。

行政財産と普通財産というのがちょっとわかりづらいかと思えますけど、わかりやすく話しますと行政財産っていうのは、この役場みたいに地方公共団体がもう占有するっていうか、そういう目的のために使うものでございます。それとちょっと言葉わかりづらいんですけど、行政財産の中でも公共用財産といって道路だとか学校、公園、図書館など一般の方が、住民の一般の人が共同で利用することができる、そういう目的を持ったものも含めて行政財産、それ以外のものは普通財産というふうになっております。

普通財産の土地については100分の5と、ただし町有財産取扱規則の26条の中には、その他町長が特に認めるものという要項も1項あります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いずれにしても、土地代については100分の5ということでご回答ですから、その時点における評価額の100分の5ですよっていうのが、何度も言いますが、我々が行政として船頭町に出てくる業者さんに貸すときには、そういう契約をしなければいけないというのが条例から読み取れることを明確にここに表現しておきます。

それじゃあ、建物はどうでしょう。建物はやはり100分の5ということですけども、建っていない建物の評価はどこからくるんでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今、申し上げましたとおり建物は建っておりません。しかしながら、当時建物の建設限度額、こういったものが事業提案の中から示されております。それに基づきまして建物の取得予想価格、それから再建築評価、そういったものが試算できますので、それに基づいて見込みということで固定資産相当額というのが出てまいります。それに基づいて100分の5を掛けて、建物の賃料というのでも試算しております。

あくまでも、根本は事業者のほうから提案していただいた限度額、これに基づいて試算をしておるわけでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

建物というのは建った後、資産評価をいたします。町の我々が持つてる建物すべてそうですよ。ない物の資産評価なんかできないっていうことを私明確に言います。推測した、行政で推測した数値で家賃取るんですか。そんなことはないと思います。

もう一回言いましょう。土地代についても建物代についても、建物が建った後、その資産を評価して1億5,000万、例えば出てくれば、60%か50%の評価になるか、それは建物の構造いろいろによって私も専門的などこは知りません。そ

の評価額が出た後、きちんとした価格を決めますよってというのが、建物に関する明確な今の芦屋町の条例に対する回答だと思えますけれども、私の考え間違っていますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

芦屋町有財産取扱規則、この第26条、先ほど財政課長も申しましたが、この提案ということで建物が建っておりませんので、評価額、固定資産評価相当額っていうのは出ません。100%正確なですね。

それで、先ほどの町有財産取扱規則の第26条ただし書き以降なんですけれども、これに寄りがたい、いわゆる100分の5に寄りがたいときと認めるときは、町長が別に定めるところによるという一文がございます。これに基づいてご提案をいただいたものでございます。

それから100分の5というのは、じゃあ、この提案していただいた賃料、それがいわゆる客観的に正しいというか、適正な価格であるかどうかというものを確認するために、100分の5というものを試算しているものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

何か行政の回答と思えない回答がぞろぞろ、仮にとか推測、違うと思うんですね。条例に書いたとおりに解釈して、その判断で安くするっていうのは町長の判断でいいと思うんですよ。

しかし、条例どおりにやりましょうよ。どうして条例どおりにやっていかないかのよくわからない。

先ほどの話に戻りますけど、9月の、私は3月議会、最後の議会するときにも聞いたんです、このことを。そしたら、いいえ、建設費だけですというような回答できて、途中で変わってきて、そして最後の今きょう現在、私が聞いている、今きょう聞いている中では全部、推測、仮に、それが行政のやり方じゃないと思うんですよね。

あくまでも条例に従って物事を契約しておいて、その条例、自分たちで決めた、私が決めたんじゃないですよ、皆さん方が決めた条例ですよ、議会がどこかで承認してるんでしょうけど、その中できちんとやらないとルール違反なんですよ、これは。

あくまでもこの2点項目については、私はルール違反、条例違反ということを指摘して、ここの2番目の項目については、再度どこかでまた確認をしていかなきゃいけないと思っています。議会の役目だと思っています。

最後に、町内業者の育成について先ほどの課長の回答がありましたけれども、入札制度の観点からいろいろなことを施策をやっておられるということで、一つお聞きします。

一つのいろんな船頭町の活性化事業、それから夏井ヶ浜の今度の展望台、いろいろありますけれども、その中の入札の要項の中の一般事項3、一般事項で3つあるんですね、入札の方ご存じだと思います。

そこの3の3に軽微な変更、施工上のおさまり、そのほかにより設計内容を多少変更する場合は管理者と協議の上行い、軽微なものについては工事費の増減は行わ



ないという文章があるんですけども、これは私も確認、内容的にどんなものだろうっていうことで、よく勉強してみましたけれども、実際は何か工事でお金がふえるっていったときには、業者負担させますよっていうことだと思っただけですね。金額は書いてない、軽微ということですけども、これは業者、町内業者という私質問してますけど、業者に対するいわゆる育成とは外れているように思うんですけど、ここについての見解をひとつお聞きしたいと思うんですが。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

契約が通常終わりました、若干そういう軽微な変更、設計の変更、現場、道路を掘ってみたらこういうのが出てきたとかいうことでの、設計の変更はいくつか出てきております。

その内容につきまして、これは契約されてる相手方さんが、どうしてもこれは設計変更していただいて、契約金額の変更でないと無理ですよという話だとか、その辺のもろもろという話があるんだと思うんですけど、申し訳ありません、契約の担当課としては一応結果の方向でしかお答えが返ってきてませんので、内容、それからいきさつ、それからその辺のやりとりというのは現課といたしますか、都市整備のほうで検討しているということで答弁させていただきます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この内容については、私も近隣の市町村、北九州市も含めて遠賀郡内、それから福岡県内についていろんなことを調べてみました。基本的に大体正当な理由があれば査定をして、その分は業者さんに払うっていうのが当然の内容なんです。総金額いわゆる工事費の20%以内だったら、そのようにするとかいうのもありますけどね。

基本的には必要なことは、例えば今言いましたように、何か掘ってたらいろんな物が出てきた、この費用どうするんですか、正当な理由で業者さんが上げたら、きちんとそれは認めますよっていう形にしないと、私がここで一般質問した内容で町内業者の育成にはならないと思いますので、先ほどの課長のご回答にありましたけど、ぜひ担当のほうの都市整備課ですか、と協議されて、実際仕事を今これだけ不況の中で業者さんが仕事をする、見積もりになかった、仕様になかったことが出てきた、そしたら正当な理由があったら、それは行政として払ってあげないと大変なことになるんです。幾ら軽微であろうと、それは正当な理由があればやる。そういうことで町内業者の育成を図っていただきたいというふうに申し添えてぜひ協議してください。

それでは、通常入札とかやる場合には、担当課またはその職場において、必要なその職場においてその入札をするときには、その事業の予算を確保するために担当課で設計の図書、図書を作成して、それを実際の指名委員会の発注方式の決定にまで出していくっていうのが通常、1つのパターンです。

町でそれができない場合、能力的にできない場合は、いわゆるコンサルと言われるような業者を使って出すわけですけども、この2通りの方法でいろいろな設計の起工、それから中身、金額についての検証を行うんですけども、その件についてこの2通りでよろしいかどうかちょっと確認させてください。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

ただいまの質問に対してお答えいたします。

議員言われましたように、当課のほうで検証できる分につきましては、技術担当職員がおりますので検証いたします。特殊な内容で検証が当課のほうでできない場合につきましては、言われたようにコンサルタント、専門のコンサルタントを通して検証するようになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

検証されてるってということで、今回船頭町のまたもとに戻りますけれども、同じような船頭町の活性化事業の中に3つの入札がありました。その中の電気、機械というのが実質的に2回、3回の入札が行われて、いわゆる入札辞退というようなことも出てるように聞いております。

この内容は私のほうで資料取り寄せましたけれども、実際に落とした金額ではできないというような事象が2回続けて起こってるんですね。今、お答えになりましたように、実質の検証をやってればそういうことは起こらないと思うんですけども、この船頭町の機械、電気、今いろいろ言っても話おかしいでしょうから、1つずついきましょうか。

電気についての検証っていうのは、担当課としてやられたんですか。やられたんであれば、いつやられたかを確認します。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

電気設備工事の検証でございますけれども、実施設計を行いましたコンサルタントと調整を行いまして、発注の前の段階で確認をしております。

ただし、電気設備工事などにつきましては内容が専門的でございますので、こちらのほうでは判断ができかねます。その場合、専門コンサルタントのほうに検証を依頼をいたしまして、それで確認を行いまして、こちらとしましてはその金額で落札できるという判断のもとに発注をしたわけですが、機器類などの査定率の関係で少し低く見過ぎていたというこちら側の考えでおります。

また、東日本大震災の影響によります機器類、電線類の不足、高騰に加えまして、鋼材価格の不安定化が今回の不調の要因にあると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今の内容ですと、実質的に建設のこの電気のこといろいろありますけど、電気については基本的に検証を職場のほうでされてないんですよ。どうしてかということ、先ほど言ったようにプロポーザル、提案ということで上がってきてるわけですよ。

最初に、船頭町の公募をするとき1億5,000万としたときに、建物、電気いろいろありますよ。電気のコストがどれぐらいかかるかっていうことは、だれがやっ

たんですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

当初の1億5,000万の内容につきましては、当課のほうでは検証はしておりません。

実施設計が上がってきまして、建築、電気、機械という3工種に分かれて発注するという段階で検証をいたしました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

何と言っていいかわからない。いいですか、検証してないんですよ。だから1,500万でできるって言いおったものが2,500万になってる。

その内容を私は資料で見ました。キュービクル、これを容量、今東北の資材が足りないとか言っておりましたけれども、実際お金を上げた理由、1,500万の入札、最初の金額から2,500万で、2,500万ちょっとで落ちたんです。その1,000万の差は、確認したらキュービクルをふやすということが一つの原因なんです。キュービクルってどういうことです。

キュービクルをふやすためには、いいですか、建物をもう一つふやすとか、いわゆる100ボルトでくるものを、200ボルトでくるものを、建物だからいろいろ機械設備あるでしょうけど、要は電気の容量をこれだけ使います、何キロワット使いますっていうのが倍ぐらいにならないと、キュービクルなんて必要性ない。1,000万の差がそこで出てきている。

なぜそんなふうになったか、辞退した業者さん大変ですよ。ペナルティーくらって次の入札何か入ってこれない。何年かか入ってこれないような事態も起こってるんですよ。検証してないからなんです。検証なしに入札行ってるから、公募をやってるから、こんな結果になってるってことで今の回答から推測できる。

以上のことから、先ほど来、土地、建物の検証に含めて、今回の工事費の1億5,000万の検証についても、行政としてはやるべきことを全くやらずに公募している結果として、こういうことが起こってるということを明確にして、私の一般の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問が終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、再開は13時15分から行います。

午前11時54分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、5番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

皆さん、こんにちは。5番、貝掛でございます。

ただいまより一般質問を始めます。

まず、件名1、学校教育についてでございます。

その要旨1についてでございますが、芦屋町の教育におきましては、さわやかプロジェクト事業を推進され、子どもたちが夢あるいは希望、志を持てるよう全力で取り組まれているようですが、その中で子どもたちの夢や志を打ち砕くような教育は、絶対になされてはならないと考えます。そこでお尋ねします。子どもたちの夢、希望、志をはぐくむ教育を、どのように実施しておられるのかお尋ねいたします。

要旨の2点目でございますが、土曜日の隔週授業について。

小学校におきましては本年度より学習指導要領の改定に伴い、大幅に授業時間数が増加しております。現状の週休2日制では、1年生から5時限の授業が実施されるなど、教える内容も複雑、多岐にわたっております。このような現状では学習内容についていけなくなる児童の増加、あるいは先生におかれましても授業の消化不良といったことが懸念されるわけでございますが、やはりしっかりと子どもたちと向き合い、学力を定着させるために、年間の授業時間数を増加させるべきだと私は考えます。そこで土曜日の隔週授業の実施について、町のお考えをお尋ねいたします。

件名2点目、学校の安全管理についてでございます。

これは小中学校の安全管理全般について、どのような取り組みをなされているのかお尋ねします。

続きまして今後の要旨の2点目でございますが、文部科学省は本年9月30日に東日本大震災を受けた防災教育、防災管理に関する有識者会議中間取りまとめを発表しております。このように防災に関しての意識が高まっている中で、学校における防災教育を今後どのように取り組まれていくのかお尋ねします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

**○学校教育課長 岡本 正美君**

件名1、学校教育について。

要旨1、夢、希望、志をはぐくむ教育をどのように実施しているのかというご質問に対しましてお答えいたします。

芦屋町ではさわやかプロジェクト、学校、家庭、地域が連携して、さわやかな若者に育てようプロジェクトを推進しており、確かな学力の定着、豊かな心の育成、特別支援計画の充実、たくましい体の育成で人間力を育成する取り組みや、芦屋中学校の校訓、自主、協同、創造を具体的な教育活動として、保幼から中学校まで計画的、継続的な教育指導を展開する、芦屋型保幼小中一貫連携教育を実践しております。

また、町独自の小学校2年生から4年生までの35人学級にも取り組み、一人一人に目配りのできる教育など、全体の教育の中で子どもたちに夢、希望、志をはぐくむ教育に努めております。

要旨2、土曜日隔週授業の実施について、町の考えはということに対してお答えいたします。

現在、福岡県市町村立学校職員の勤務時間等に関する条例では、1日につき7時

間45分と定められており、土曜勤務2日を1日の振りかえ休日にできないことになっております。したがって、この条例が改正されなければできません。

ただし、県教育委員会としても現在市町村教育長会からの要望もあり、検討をしているとのことですから県の動向を注意深く見守り適切に対応いたします。

次に、件名2、学校の安全管理について。

要旨1、小中学校の安全管理の取り組みはどうなっているのかということに対しお答えいたします。

各学校には危機管理マニュアルがあり、それに基づいた対応を行っております。危機管理マニュアルにはリスクマネジメントとクライシスマネジメントの両方を考えて対応しております。

リスクマネジメントとして施設設備等の管理は、校務分掌に定める担当者が適切な点検、管理を行い、修理が必要な物については随時修理を行っております。規模の大きな物については教育委員会へ要望として上げさせ、実施計画等により計画的な整備を図っています。薬品の管理は保健室は養護教諭、理科室は理科主任が適切な管理を行い、薬品は薬品保管庫に入れ施錠をしております。

訓練時には火災、地震、津波を想定した訓練を年、二、三回実施しており、また不審者の進入対策として見守り隊による監視や、来校者に時間、氏名、理由を記入させ、名札をつけさせ、帰りには時間を記入させております。

一方、クライシスマネジメントとして学校において事故が発生した場合は、緊急連絡体制により対応し、けがなどの状況を校長、養護、担任で判断し、病院への搬送など適切な処理を行っております。

また、万が一不審者が進入した場合には、マニュアルにある教室への乱入、校門付近や運動場での発見、避難についての手順に従い対応しております。仮に町内での不審者に関する情報があれば、警察、委員会へ連絡することになっており、教育委員会は町内保幼小中及び教育事務所へ連絡し、情報の提供による注意喚起によって児童・生徒の安全確保に努めております。

要旨2、今後の防災教育の取り組みはどうなっているのかについてお答えします。

火災、地震の対応に加え3月の東日本大震災以降、津波に対する訓練を各学校で実施しております。避難場所に校舎の屋上を利用していますが、出入り口が狭く危ないといった消防からの指摘もあることから、県の津波想定の見直しにも注意を払いつつ、町全体の防災と連携した中で津波到達前に逃げるといった防災教育についても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

それでは、2回目の質問に移らさせていただきます。

まず、要旨、件名1の要旨1の、夢、志をはぐくむ教育を、どのように実施しているのかというところで答弁がございました。

今、答弁を聞きますとさわやかプロジェクトを推進しながら、夢、希望、志をはぐくむ教育を、全体の教育の中で進めているということですが、残念ながら夢、希望が打ち砕かれている事案がございました。

芦屋中学校吹奏楽部において、マーチングバトントワリングの大会を出場辞退したということですが、生徒たちはこの3年間みずからを律して、この大会に出場す

ることを夢に、あるいは希望にあるいは志として、一生懸命頑張ってきたわけでございます。この大会の出場辞退において生徒たちは希望を打ち砕かれ、涙を幾日も流したと聞いておりますが、この大会出場辞退の理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

マーチングバトントワリングの出場辞退の理由っていうことですので、お答えさせていただきます。

10月23日は町制120周年記念事業の町民音楽祭が行われることになっており、前日には当音楽祭のリハーサルも行われる予定で、この大会の県予選に出場した場合には出場チーム数が少ないこともあって、自動的に鹿児島九州大会への出場が可能となっていました。

この九州大会は10月22日に開催されることが決定してしまっていたので、音楽祭のリハーサルと重なることになり、翌日の町民音楽祭にもおくれる心配があったことなどから、町民の皆さんが楽しみにしている町民音楽祭に影響が出ないように、校長の判断でこの大会の県予選からの欠場を決めたと伺っております。また、この件につきましては保護者にも説明しているとのことでした。

今後は実力で勝ち抜き、九州大会まで行ける大会に絞って出場したいという学校の意向もあることから、教育委員会としましてもこの学校の意向を支援していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

今るご説明がございましたけれども、本当に生徒たちは土日もなく、全力でその大会に出場するために頑張ってきたわけでございますけれども、その悲しんでおられることに対して責任は感じておられますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ちょっとこのマーチングバンドについては、ご説明を追加させていただきます。

マーチングバンドの大会2種類あるようでございまして、今ご質問のマーチングバンドは衣装をつけてこうやるマーチングバンドだそうです。もう一つのマーチングバンドは、服装はトレーニングパンツみたいにジャージ着てもよろしいと、そしてやる、2つありまして、今の問題になっております衣装をつけて、こう派手にって言う言い方おかしゅうございますが、このマーチングバンドについては、当初はいきなり九州大会とこういう大会でございました。

スポーツ大会で見ますと、そういう大会はないわけでもございまして、やはり予選をちゃんと勝ち抜いていく、これについては我々は一切応援をしっかりとしていく。で、余りにも少ないもので、このマーチングバンドの出場学校がどんどん減っていったと、それは当然だと思うんです、かなり金がかかるわけですから。したがって、県大会を形なりと言うのはちょっと語弊がありますが、やったという大会でございます。

もう一個のマーチングバンドはきちっとやりますので、これは今年九州大会ま

でいったと思いますが、そういう形で子どもたちも一生懸命やっていることは重々承知しておりますけれども、やはり私はステップを踏んでいく大会というのは、大いに応援したいというふうに思っているところでございまして、責任とおっしゃいましたけれども、これは私はそういう子どもを育てる意味で確かにやっていることは十分認めますが、学校長の判断なりは私たちは応援しようこのように思っております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

いわゆる芦屋町の教育委員会の考えとしては、ステップをしっかりと踏んでいく大会を支援していくと、実際に今、今回生徒たちが望んだ大会には出ない方向でいくという考えでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

これは私のところが、教育委員会が行けとか行くなという話じゃないわけでございまして、学校の指導者及び校長がこの大会は出るとか出ないとか、そこが判断すると思います。

そのことについては、教育委員会として規定にのっとって許可と申しませうか、応援したいというように思っております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

これは六、七年前から出場しているわけでございます。これを先生がかわったというのも理由かもしれませんけれども、ちょっと質問を変えてご質問をいたしますけれども、教育委員会、学校の教職員の人事についてちょっとお尋ねいたします。普通であれば先生は何年で異動されますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

福岡県の教職員の人事方針、または北九州教育事務所の人事方針に基づきますが、おおむね6年を人事異動の対象年度とこういふふうに考えています。したがって、必ず6年経ったら全部動けつていふ話ではございませぬ。

ですから、6年以下で動く場合は積極的な希望と、ぜひ動きたいというような希望のある場合には動く可能性がありますけれども、通常でありましたら6年以上の先生方が異動の対象、管理職につきましては若干違います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

今、慣例いわゆる通常であれば6年で異動ということでございますが、前任の吹奏楽部の先生は10年芦屋中学校にいらしたということでございますが、教育長、これはなぜ10年、前任の音楽の先生を置かれたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ブラスバンドを持っている学校は、どこも苦慮するのが指導者の問題であります。相当な金をかけておりますから。音楽の先生は私はやっぱりブラスバンドの指導はできませんっていう方がいらっしゃるわけです。

体育系の場合だったら、一例挙げますと野球しかできませんとか、陸上しかできませんという先生はほとんどいません。しかし音楽の場合は中には相当やっぱり朝から晩まで、運動部の連中もそうやって指導しますが、ブラスバンドやっぱりかなり特異なもんがありまして、そういう点で前任の先生は芦屋中学のブラスバンド一生懸命やっていたいただきましたので、じゃあ、彼をかえた場合にどなたかいらっしゃるかって、やっぱりいないんです。

したがって、北九州教育事務所管内の音楽の先生のそのブラス関係の異動というのは大体、よい、せえの、ごっと、こう変わるんで、ブラスのできる人が異動していくという形になっておりまして、ここらもうしようがないところがありますから、今回は、昨年は前任者は10年ほどおりました。たまたま出るときに今度来ていただいた先生がちょうどまくかみ合ったものですから、交代したとこういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

前任の先生がやはり築き上げてきたマーチングバトントワリングが、芦屋町吹奏楽部の伝統となりつつあったものを、今この大会出場辞退という方向に進んでいくことは、非常に私は残念に思うわけでございます。

今の先生が本当の吹奏楽、音楽のほうの専門ということで、なかなかこのバトントワリングの指導はできないということを聞いております。

そこででございますけれども、このバトントワリングに関して外部指導員、こういった者を採用する方向はあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私は教員は部活動っていうのは、ある意味本分ではありますけれども、純粹な本分ではないと思っています。

音楽の教諭は音楽の指導内容をきっちり教えていただきたいと、そのことが一番大事なんで、へたにブラスバンド屋さん、言葉悪いですけども、そういうブラスバンド屋さんとか運動部で言いますと何屋、何屋と言われるような先生になってほしくないです。全員の子どもたちに教科の本質をしっかり教えていただきたい、そういう先生が私はまず第一だというふうに思っています。

お尋ねの外部講師をどうするかという話ですが、このマーチングバンドの、この手のマーチングバンド、どなたが指導者がおるか、私たち今のところ調査しておりませんが、なかなかいないんだろうと思います。

そして、今、外部講師を導入する決まりをつくっておりますけれども、非常に安いって言いましょうかね、年間を通してこのぐらいだというふうに、本当に寸志を差し上げている形を取っておりますが、そのようなレベルでいらっしゃる方が、来ていただく方がいらっしゃるかどうかは調査しておりません。ブラスバンドのほ



うからそういう要望が上がりましたら、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

外部指導員に関してでございますけれども、第5次総合振興計画の教育のところでございますけど、豊かな心、健やかな体の育成という施策の中の中学校部活動員外部指導員、中学校の部活動において、多様で専門的な指導が受けられるように、外部指導員制度を実施しますとこのマスタープランに書かれておりますので、ぜひこのことは要望上がってくるかと思っております。そのときはぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

やはり、夢、希望、志をはぐくむ教育とは、やっぱり目標、夢に向かって頑張る意思を育てることだと思います。このことが生きる力を、人生をよりよく生きようとする意思につながっていくものではないかと思っておりますので、ぜひこの子どもたちの気持ちをしっかりと酌み取る教育をしていただきたいと思います。

続きまして、土曜日の隔週授業についてでございます。

今るるご説明がございましたが、やはり県の条例を改正しないとこの実施は難しいということでございますが、一つご質問でございますが、全国他自治体においてこのような土曜日の授業を実施しているところはございますか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私たちが承知しているところでは、東京都がやっているという話は聞いておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

そういうことですので、東京都でもやはり、他自治体でもやっておられるということですので、ぜひ福岡県のほうに働きかけて条例の改正を求めていただきたいと思います。このこと、隔週授業についてはこれで終わらせていただいて、次に移ります。

学校の完全管理についてでございますが、さまざまな危機管理マニュアル等をつくられて、学校の安全に関して対処しておられると思っておりますけれども、今の芦屋町の小中学校の不審者対策、不審者が進入してきたときの対策の現状について、どう認識されておられるのかお尋ねいたします。――議長。

○議長 横尾 武志君

答弁要らんの。

○議員 5番 貝掛 俊之君

認識で結構です。認識で結構です。

○議長 横尾 武志君

教育長。教育長。

○議員 5番 貝掛 俊之君

いいのか悪いのか。

○教育長 中島 幸男君

不審者対策は先ほど課長申し上げましたように、まずは訓練等やっているわけでごさいます、さすまたですか、あんなの学校に用意してごさいます、そういう訓練をやっておりますし、もしものことがあればという危機管理マニュアルがつくってごさいますので、そのマニュアルどおりに動くだろうと、幸いそういう事例がごさいませんのでありがたいと思っておりますけれども、マニュアルはできております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

私は他校、近隣他町の学校と比較して、この芦屋町の不審者に対する学校の危機管理というのは、厳しいようではございますけれども中の下ぐらいではないかなと考えております。だれが行っても学校にすぐ入れるんですよ、今の現状でしたら。

芦屋町の環境、地域柄からすれば、そういうことはないと考えられるのですが、平成22年度の北九州教育事務所管内、遠賀4町、中間、直方、宮若市、この管内で91件の不審者の情報が寄せられております。実に4日に1件はどこかで不審者が発生していたということになるわけでごさいます、学校側としては開かれた学校を目指しながらも、こういった不審者対策にも気を配らなくてはならないというジレンマがあるわけでごさいます、やはりこの開かれてなかつ安全な学校を目指していくべきではないかということで、先日ですね直方、直方というのは非常にこういった安全に関して先進的な取り組みをしてごさいます、先日辻本議員と直方第二中学校のほうに視察に行つてまいりました。

そこで緊急時の不審者の対応ということで、緊急通報システムというのを全小中学校導入してごさいます。こういったものかといひますと、3センチから4センチぐらいのリモコンがありまして、このリモコンを全先生が首にぶら下げてごさいます。このリモコンにボタンがあつてそのボタンをぽつと押すと警察にすぐに通報して、直方第二中で事故が発生した、すぐにパトカーが飛んで来るとごさいますシステム。

また、ほかにもボタンがありましてこれ使い分けることができまして、このまたボタンを、別のボタンを押すと警察までは届けなくてもいいけれども、学校で生徒がけんかしてるとかけがをしてるとかということがあれば、また別のボタン押して1年2組で何か起こつてると、先生方が急行しよう、そういった緊急通報システムを導入してごさいます。これは直方市の小中全学校で導入してごさいますけれども、やはり危機管理というのは本当に想定外ですね、が起こるわけでごさいます。そういったことに対処するためにも、このようなシステムを導入するべきではないかと考えますが、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

その直方の緊急通報システムということですが、そのあたりについて情報等がごさいませんので確認させてもらつて、そのあたりで財政当局等もあるでしょうが、考えていきたいというふうにごさいます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

ここに資料ごさいますので後でお渡しします。直方市のほうにもお伺いして

どういったものかぜひ調べていただき、前向きな検討をお願いいたします。

続きまして、緊急メール配信システムを構築したらどうかということでございますが、福岡県におきましても福岡県警の「ふっけいメール」や県消防の防災メール「まもるくん」など、メール配信システムは充実しておりますが、この緊急メールシステムを配信システムを、町単独で構築するべきではないかと考えます。

直方市におきましては、「つながるのうがた」という名前で緊急メール配信システムを導入しています。また、直方第二中学校におきましては、学校版「つながるのうがた」こういったものを導入して、今年度より全保護者に対して不審者あるいは学校で休校がある、行事の変更などを連絡しているそうです。

また、さらに学級や学年別にも分かれて、学級閉鎖や下校時間、部活動等についての連絡をされているわけですが、ここでお尋ねしますが、こういったメールシステム、今、生涯学習課が不審者情報という形で発信しておりますが、このようなシステムは今の現状でできるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

ご案内のとおり、学警連というシステムでございますから、そこで不審者情報については流れていきます。そしてそれを受けたら、芦屋町では保幼までメールを流すようにしております、保護者等についてはそれはまだしていません。

不審者情報ですけれども、芦屋町は非常に不審者が少ないということでございました。これは不審者情報、今先ほど90何件とおっしゃいましたけど、子どもたちが通学途上、特に下校が多いんですけれども、声かけられたというのも不審者になってしまう可能性があるわけです。子どもにとってみてはやっぱり不審者。ですから、直接学校に入って来たというようなことは、ほとんどまだ起こっておりません。

しかし、他市町におきましては引きずり込まれそうになったとかいう話はあるわけですが、そういう点で芦屋町としては学警連の情報を逐一流すというシステムをとっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

今のような直方市の教育委員会が行っているようなシステムに、改めて作り直す意向はあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

直方でされてるそのメールのシステムの内容等詳細についてちょっとわかりませんので、そのあたりも考えながら取り組んでいかないけんかなというふうには思っておりますが、実施する、しない、そのあたりについては内容をもうちょっと調査させていただいて、考えたいというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

いわゆる学校の情報を保護者にメールで配信していきましようという取り組みで

ございます。やはり保護者にとっては、子どもが無事に毎日学校から帰ってくることを望んでいるものと思います。学校はどうやったかと、いじめられんやったかと、けんかせんやったかと、このようなことを聞いて親はやはり安心するものと思います。

物理的に開かれた学校が開かれた学校ではないと思います。学校の情報をしっかりと伝えることも開かれた学校であると思いますので、ぜひこのような保護者あてのメール配信システムの導入についても、前向きな検討をお願いいたします。

続きまして安全の取組みですね、不慮の事故等に対する取組みでございますけれども、安全を確保するために最善の方法は、何が危険かということを知ることだと考えます。1対29対300という数字がありますけれども、皆さんどこかで聞いたことがあるかと思いますが、ドイツの社会学者、ハインリッヒという社会学者が研究して編み出した数字でございます。

ヒヤリハットの法則とも言いますが、1つの重大事故の陰に29回の軽微な事故、そしてその背景には300回のヒヤリハット、あるいは危ないと思ったような事象があると、これはあくまで確率論でございますけれども、子どもの視点から何が危険であるか、こういったものを我々大人も認識する必要があると考えます。

学期に1回は小中学校、学校教育について児童・生徒対象にアンケートをとっておられると思いますが、その項目の中に危険と感じたときはどのようなときか、あるいは危険と思われる場所はどこか、そういった項目を追加することによって、子どもの視点での危険箇所、危険と思うようなところが我々大人も認識できるのではないかと思います。こういった項目を追加してアンケートをすることに対していかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そうですね、学校のアンケートにつきましては特に芦屋町では平成12年に事件がありましたから、中学校ではそれ以後教育相談という形でアンケートをとりまして、今おっしゃいましたようないじめがあるとか、持ち物はどうだとかいうような非常に細かくとっております。

前回にも申し上げたと思いますが、中学校の場合には非常に先生方の対応が素早いものですから子どもの信頼が非常に高い、そのアンケートの内容が非常に信憑性が非常に高いというふうに思っております。そういう点でかなりの情報は学校はしっかりつかめるというふうに私は思っております。

小学校につきましては、それほど頻繁にアンケートをやっているわけではございませんけれども、教育相談という形の中でアンケートをとっております。

今、ご指摘のようにどこがどうだということところが、危ない、危なく感じますかっていうアンケート、そこはとってないわけですが、ただ学校の通学路を決めるときに、これはもう学校が通学路の地図をつくりまして、子どもたちにちゃんと示しております。ここはどうだという話をしていきますから、そこらでいわゆる通学路に関する安全確保についてはきちっととっているだろうと。

その中で先ほどからあります不審者等につきましては、皆無とは申しませんが、私は芦屋町の見守り隊等に非常に感謝していただいておりますけれども、やはりいくら防御体制をとっても、物理的にとってやはり限界があるだろうと、一番はやはり人、人だというふうに思っています。大変古い言い方かも知れませんが、

人は石垣、人は城というようないろんなものがありますが、やはり芦屋町の方々が芦屋の子どもは芦屋で育てるということで、本気になって今やっただいておりますから、そういう点で私たちにも子どもたちにも、近所のおじちゃんやおばちゃんの名前を覚えなさいよと、また近所のおじちゃんやおばちゃんも、どこの子だっというように知っていただきたいという形で見守り隊の方にもお願いしておりますし、それからサポーター制度っていうのもそういう点でもございまして、まずはやはりいろんな面のハード面をすることもやぶさかではございませんけれども、私としてはできる限り町の人々が芦屋の子どもをみんなで見守っていただきたい、特に町民会議の皆様方、校区育成会議の皆様方をお願い、そういう点でもお願いしてるところでございまして、そういう点では成果が上がってると。

ちょっと長くなりますが、特に芦屋の子どもたちに関心を持っていろいろ話を聞きます。作文を書かせます。例えば、釜の里関係で栃木県の佐野市との交流の中で毎年やっていますが、あのときにサミットっていう、子どもサミットっていうやってる。そういうときに子どもたちにそれぞれ町のコマーシャルっていうんです。佐野市もやるわけですが、書いたら芦屋の子どもたちは、合わせて中学生が2年に1回オーストラリアに行かせますが、そのときにも選考試験の中に芦屋のよさは何ですかと書かせるんです。

そうすると、非常にうれしいのは私たちは地域の方々から大変見守っていただいているっていう感じがすると、あいさつ運動、いろんなあいさつをしていた、こっちがするけれども地域の方もしていただく、そして気をつけて行ってきなさいよっていうそういう声がすごくかかって、私たちはみんなから見守られているっていう感じが非常に強いと、こういうふうには子どもたちは答えています。

その点は、大変私たちも地域の方々から芦屋の子どもたちを、みんなで見守っていただいているということ非常に感じます。まず、子どもがそう思っているだけに、子どもの目線でもそう言っとる。先日の青少年主張大会がございました。その中でも1人の子どもはそういうことを論じておりました。

そういう点で、今のご指摘のような点は重々勘案しながら指導してまいりますけれども、今一度やはり地域の方々にもまたお願いいたしまして、子どもを育て見守っていただきたいこのようにお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 5番 貝掛 俊之君

確かにそうですね。人は石垣ということで、教育長がいろんな取り組みをされて地域と学校の連携が深まってきた、そのことによって子どもの安全が、安全の確保に対して非常によくなってきたというところでもございますけれども、ちょっと話がずれて、答弁の話がずれたんですけれども、いわゆる子どもたちが本当に危険かどうかという視点というか、子どもの認識をですね、子どもが、大人が危なくないと思っても子どもにとっちゃ危ないかもしれないんですよ。そういったその認識のずれがありますので、子どもたちが危ないあるいは危険と思うようなことを、我々大人が認識していく努力をしてくださいということでございます。よろしくお願いたします。

続きまして防災教育、これ安全教育とちょっと重複していくんですけども、まず危険、先ほど私が前の答弁言ってますように、安全を確保するのに最善の方法は何が危険かということを知ることだと思います。

るる避難訓練等をいろいろやられてると思いますけども、やはり実際に安全を確保した上で危険を体験させる、そういった取り組みが必要ではないかと考えます。体験を重視して生きる力を育てると、文科省いろいろ学校側も唱えていますけども、これはやはり危険だからやらせないというのが今現状でございます。

いよいよこれ文科省も動き出しまして、新聞記事ちょっと読み上げますけども、2011年の日経新聞9月27日の朝刊でございますが、文科省も来年度から防災キャンプというものに取り組んでまいります。

どういったものかといいますと、小中学生を対象に学校に宿泊して実践的な防災教育を行うと、体育館で寝起きしたり野外で炊事したり避難生活を疑似体験し、非常時にとるべき行動を体で覚えると、災害で電気やガスが使えなくなったと想定、体育館や校庭に張ったテントに泊まり、学校に備蓄してある非常用食料を使って野外で調理する。

保護者や周辺住民に参加を促し、過去に地域で起きた災害について子どもが高齢者から体験を聞く機会にするほか、地域で行う地震や津波などの避難訓練と組み合わせることで、住民同士のきずなづくりにも役立てると、こういった事業を文科省は来年度から実施していく予定でございますけれども、芦屋町においてもこのような教育防災キャンプ、こういった教育に取り組んでいくべきではないかと考えますが、芦屋町としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今のおっしゃっていただきました、詳細の実施要項等まだまだ見ておりませんが、多分そういう方向出てくるんだろうと思います。

芦屋町にしても宿泊という観点では、今年で3つの小学校区で通学合宿が終了しました。大変ありがたかったわけですが、これは通常の生活を場所を変えてやって、学校を通学するという形でございますから、今おっしゃったのと若干違いますけれども、そういうこととかみ合わせてやれる可能性もあるんじゃないかと思っておりますので、そういう具体的な要項が流れてまいりましたら、前向きに検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議員 5番 貝掛 俊之君

わかりました。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

日本共産党の川上です。一般質問を行います。

芦屋基地滑走路延長計画の問題について伺います。

平成23年8月4日、町議会の説明会で配付された航空自衛隊芦屋基地九州防衛局が出している「芦屋滑走路に係わる調査結果について」を見ますと、平成14年から20年にかけて、自主的環境アセスメントの内容が記述されています。現在の

滑走路の距離は1,640メートル、これに新たに海岸側に193メートル延長して1,833メートルにするとしています。また、平行誘導路及び取付誘導路の整備計画をすることになっています。そのために三里松原などの約10万平方メートル9,100本の保安林の樹木を伐採するとしています。

また、そのかわりとして塩害防止専用防潮さく、高さ8メートル、長さ400メートルを設置し、基地内及び官舎地区には樹高1メートルから1.2メートルのクロマツ、またはスーパークロマツを年間600本、20年間植樹する計画になっています。

芦屋飛行場は、昭和15年、日本陸軍による飛行場建設の開始によって、これまで暴風、飛砂、農作物の塩害防止に貴重な役割を果たしてきた三里松原の樹木の伐採が始まりました。また、第二次世界大戦は昭和20年8月15日に終戦、その月の昭和20年8月下旬から始まった米軍進駐駐留は、昭和35年12月までの15年間続いた後に撤退しました。その後、昭和35年7月21日、芦屋町議会において、自衛隊移駐計画を承認する決議が出されました。このとき議会では、工場の誘致か自衛隊の移駐かの論議がありましたが、工場の誘致では交通の不便、水利権がないことから、自衛隊移駐の承認になったと聞いています。その後、今日まで、自衛隊の常駐は51年間に及びます。

現在、第13飛行教育団を主体に救難輸送機部隊などの飛行教育が繰り返し実施されています。芦屋基地が置かれている三里松原は、岡の松原とも呼ばれ、百道の松原、生きの松原など、筑前八松原に数えられています。山鹿、芦屋や岡垣などの海岸線に沿った砂丘は玄海砂丘とも呼ばれ、東西10キロ、南北3キロあると言われ、地質時代では新生代の完新世の区分に位置し、特に芦屋基地のある栗屋砂丘は飛砂によって形成されたと言われています。三里松原の植林は、安土桃山時代から江戸初期にかけて、福岡藩主の黒田長政によって、農政、林政に力が注がれ、新田の開発、海岸の植林を奨励し、毎年銀10貫目を各山林を預かる代官の費用の中から種樹、種や木の費用に充てさせたとされています。

1644年から1657年の正保明暦のころには、全国の山林を検視し、山林水張、山林面積や町歩記録をつくり、地理を考え、農民に松、杉、竹を植えさせました。特に芦屋付近の植林は、明暦、寛文、延宝、1655年から1680年と引き続いて行われました。また宝暦元年1751年にも芦屋から手野内浦あたりまで植林計画がなされ、宝暦2年から着手し、宝暦8年までに一応終わったと言っています。

先人たちは、松の枝1本腕1本と言われるほど、海岸の松を大切にし、植林や植樹を行い、松林を守り育ててきました。しかし、芦屋基地箇所については、飛行場建設などによって、地形地質が荒らされているため、地質の確認ができないと言っています。また、岡垣波津海岸から芦屋に至る海岸線は、波浪や潮流の変化によって、昭和38年から44年の6年間で陸地部分が幅約17メートルが浸食され、この60年間でも約100メートルも浸食されていると言っています。

防衛の観点から見ると、昨年12月17日に閣議決定された新防衛計画の大綱によると、従来の基盤的防衛力構想から脱却し、1951年に成立した日米同盟一体化による海外派兵を含む動的防衛力の展開を打ち出し、これまで佐藤内閣以来、40年以上にわたって守られてきた武器輸出三原則や非核三原則はPKO国際連合平和維持活動などを理由に、武器使用基準とともに、緩和への進行が激しくなっています。また、集団的自衛権の行使につながる自衛隊機による米軍機の空中給油訓練

や次期主力戦闘機F XにF 3 5選定の購入計画など、その危険性はますます平和を脅かすものとなっています。

このような中で、今年、福岡県春日市の春日基地に、8月5日付で九州全域と中国・四国の一部地域の防空にわたる航空自衛隊西部方面隊の司令官広中雅之氏、空将56歳が着任されました。また、同じ8月5日付で、空将補の柏原敬子さん55歳が芦屋基地に着任されています。福岡県に航空自衛隊トップの航空幕僚長に次ぐ、空将、それに次ぐ空将補の着任などが、福岡県にある基地がますます重要視されていることを認識せざるを得ません。

今年3月、東日本震災で壊滅的被害を受けた航空自衛隊松島基地所属の第11飛行隊ブルーインパルスが芦屋基地や築城基地を拠点としながら、芦屋基地の所属練習機とともに、日夜爆音をとどろかせ、住民は騒音被害に迷惑をこうむっています。

先月11月22日、23日の芦屋航空祭に向けた展示飛行訓練の爆音は、受忍の限度をはるかに超えています。また地対空誘導弾パトリオット(PAC3)の芦屋基地配備は、福島第一原発の発電所の事故による放射能汚染以上に核弾頭の破壊による放射能汚染を引き起こす可能性は高く、大変危険なものです。また、飛行教育団の自衛隊員は、一定の飛行計画に伴う各操縦課程等終了後は、戦闘機部隊員として各種に応じた基地に配属され、F15やF2などを操縦し、第一線で戦う戦闘機部隊員としてどんな環境でも任務を遂行する役割を果たすこととなります。

日本国憲法第9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、国による交戦権の否認をうたっています。芦屋基地での国際貢献、専守防衛の名のもとに、第一線で戦う戦闘機部隊員の教育育成は憲法9条の平和理念とは明確にかけ離れたものであると考えます。

そこで次の点を伺います。第1に、滑走路の延長により、将来的な基地強化の懸念や騒音の悪化、航空機事故の発生の危険の拡大など、住民の安全が脅かされることが考えられます。町長は住民の安全と命、財産を守る立場から、芦屋基地の滑走路延長の手続にはこれ以上進めないように申し入れるべきではありませんか伺います。

第2に、町長は、基地対策協議会の会長をされておられますが、滑走路延長の説明を受け、予定箇所の現地の調査等は行ったのでしょうか伺います。

第3に、調査結果では、滑走路延長の理由が明確に示されていません。調査結果によると、運用上の問題点として離陸滑走時、離陸を中止して滑走路内で停止するための余裕が少ないことなどを述べています。しかし、これまでも一度もバリアを仕様したことはなく、飛行訓練実施上の必要条件是満たしていると言明しています。

多額の公費を使い、保安林を伐採してまで延長する理由が「余裕が生まれる」では、納得いきません。ほかに目的があるのではないのでしょうか、伺います。

第4に、宗像遠賀サイクリングロードについて伺います。

芦屋基地に沿ってサイクリングロードがありますが、その頭上をT4練習機が超低空飛行で通過しますが、現在の飛行高度は幾らですか。また、滑走路延長後は高度が幾らになりますか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員ご質問の要旨1及び要旨2につきまして、私のほうから答弁させていた



できます。

まず、要旨1でございますが、住民の安全と財産を守る立場から滑走路延長の手続はこれ以上進めないように申し入れるべきではないかということでございますが、現在芦屋基地の滑走路の使用に関しましては、飛行安全に万全を期すため制限を設けて運用をされていると伺っております。具体的には搭載燃料の制限、滑走路面が濡れている際の着陸制限、降雨時の制限などがあります。そういった問題を解消するためには、滑走路を延長する必要があるということだと、これは伺っております。もちろん住民の安全、財産を守るということは、機会あるごとに飛行安全に努めていただくことを申し上げております。滑走路、この延長の問題に際しましても、具体的な計画案が提示されました折には、計画案を皆さん方にご報告させていただきたいと思っております。

それから、要旨2でございますが、今滑走路の予定箇所の現地調査を行ったかどうかということでございますが、芦屋基地滑走路を延長した場合の環境に及ぼす影響等を明らかにするために平成14年から調査が国のほうで行われておりまして、その環境調査結果について、基地対策協議会で説明を受けたものでございます。

なお、調査結果を踏まえた今後のスケジュールや方向性は白紙の状態であると聞いております。したがって、現段階では現地調査は行っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨3及び要旨4につきましては、芦屋基地に確認した内容でご説明をしたいと思います。

まず、要旨3でございますが、ほかの目的ということでお伺いされているようですが、芦屋基地におきますT4による飛行教育は、運用上の各種制限を設けることにより、安全性を確保していると。滑走路を延長することにより、飛行教育を実施する学生の安全をより高めるのみでなく、事故防止の強化にもつながることで、より安全かつ効果的な飛行教育の実施を可能とするものであり、その他の目的を有するものではないと、こういうことでございます。

それから、要旨4の現在の飛行高度等でございますが、これにつきましても、確認しましたところ、宗像・遠賀サイクリングロード上を航空機が通過する際の飛行高度については、多少の誤差はありますが、現状及び滑走路を延長した後においても、約40メートル前後ということでございます。

なお、T4練習機の滑走路への進入角度と設置ポイントは運用要領で決められており、現状では地上高度約46メートル前後で進入、滑走路延長後では約48メートル前後で進入と試算されているということでございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、まず第2点目の町長は基地対策協議会の会長をしているが、現地調査を行ったのかという、この項から2回目の質問をしていきたいと思っております。申し入れないということについては、一番最後にまとめて町長に質問いたします。

現地調査を行っていないということで、具体的な計画が決定されているわけでは

ないということで、されていないようですが、私たち議会と執行部に説明を行った後に、基地対策協議会、それから農業委員会、生産者組合というふうに、こういったところにも行っております。

北九州に伺いますと、北九州は一応担当の部局には説明を受けたということになっております。で、今後関係町村に順次説明を行う予定となっているということです。8月30日に日本共産党の北九州市議団が、この滑走路延長問題、また騒音問題について防衛省と交渉を行っております。そのときに、この芦屋基地の滑走路延長の問題についてもレクチャーを受けました。そのときの防衛省の答弁としては、平成14年以降について検討してきた。地方自治体への説明も行っている。了解があってこそできるもの。また滑走路延長に伴う芦屋基地への配置部隊の編制の変更は考えていないという、こういったことを答弁しております。

それから、調査結果の中の29ページ、現状における滑走路の改善策についての中では、まず滑走路の延長報告についての検討においては、町側については延長距離が最大で100メートル程度しか期待できず、離着陸に伴う騒音の範囲も町側に広がることから、整備は適切ではないと判断しました。一方、海側については100メートル以上の延長距離が見込め、離着陸に伴う騒音の範囲についても町側には広がらないことから、具体的な検討に入ったものでありますという、こういったふうに書いてあります。

こういったことを考えますと、これはやはり滑走路延長を前提にしていると。白紙の状態とかではなくて、確かにまだ予算的なものはついていません。今後この12月に防衛省の予算編成もされるでしょうから、予算はついていませんけど、こういった説明住民の状況、また答弁している内容、こういったものを見ると、基本的には滑走路延長も既に既存の前兆としているという、そういったふうに感じ取れます。それで、そういった点で、当然これは滑走路延長が行われることが前提として進められているのではないのでしょうか。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

環境調査をやるということは、やはり滑走路の延長ということを前提としてされておるのは、もう明白であるわけでございます。

以前私が聞いたのが、海上までの延長という案も出ていたと。これはあくまでも聞いた話でございまして、実際今回14年から平成20年までいろんな環境調査をやった報告に来たというところで終わっているわけでございます。つきましては、議員も言われましたように、これ滑走路を延長するには防風林、これを伐採しなくちゃいけないわけでございまして、ただ芦屋基地の基地内で国有地であるから延長するという問題では済まないわけでございまして、この防風林の解除というのは、まず防衛施設局だと思っておりますが、そこが県へ申請しなくちゃいけないわけでございまして、そして県がそれを申請を受け付けましたならば、地元自治体に照会しなくちゃいけないわけではございません。地元自治体というのは、芦屋町、岡垣町、遠賀町、この3町であろうかと思うわけでございまして、そういう防風林——今回のこの延長というのは、やはり防風林の問題、これが一番大きな問題であろうかと思うわけでございまして。まだ県への解除の申請等も行われてはおりません。で、さっき議員言われたように、やはり遠賀、芦屋、岡垣の生産組合の方たちが一番受益者でございまして、その方たちに今るるいろんなご説明があつておるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この延長に伴いまして、当然飛行範囲の拡大とか、また降雨時の流出係数の増大によるもの、また森林伐採によって基地内の滑走路に降った雨の水が海岸に流れる問題、またその今、基地内の雨水の排水については、一応海岸端と芦屋方に流すようになっているという、そういった点では、漁業者のほうへのそういった関連の問題もあります。そういった点では、漁業者への説明を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

特段漁業者への説明というのは、今回の滑走路延長に伴う防風林解除に伴う環境調査の結果としては行ってはおりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後の話の中では、町としても漁業者への説明、そういった部分も含めて十分な説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、当然今町長も言われましたように、保安林の解除のほうの問題がありますが、芦屋基地における保安林の解除手続は、この間、今まではあったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

保安林の解除に関しては、具体的なものはまだあっておりませんが、基地の中でよろしいんですか。

○議員 10番 川上 誠一君

はい。

○総務課長 小野 義之君

基地のほうに確認しましたところ、今まで防風林の解除を3回ほどやっているということで報告を受けています。1回目が昭和43年7月、これは現在高射訓練場というんですか、これをつくるために森林法に基づいて解除をしたというのが1点でございます。

2番目は、昭和53年になりますが、これにつきましては、ボイラー室及び燃料タンク等の更新のために解除したというものでございます。

それから、3回目については昭和63年1月にしておりますが、これにつきましても、隊舎及び講堂の建てかえが計画されていたという中で、既に建てかえ予定地については、暴風保安林の指定を受けていたんですけども、保安林としての指定理由は消滅していたというような事象の中で3回ほど解除されているということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。それで今お手元にこういった写真があると思いますが、これは昭和44年ごろに撮影したものだと思いますけど、芦屋競艇場の中の写真を撮ったわけなんですけど、当時はやっぱり海岸線もこういったきれいな円弧をかいで、浸食もなく、また松林も保全されてきて、きれいな景観を保っているわけなんですけど、現在はこういった状況が見るも無残な状況になってきているわけなんですけど、この間、滑走路の延長を行うには保安林の存在があるために保安林指定解除が必要になりますが、その申請に伴う必要書類、手続、これは先ほど町長が言いましたけれど、具体的な書類などはどのようなものが必要でしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

保安林解除に必要な手続ということで、書類というところまではちょっと正確なものはないわけですが、今度この案件につきましては、面積が大きいということで、大臣権限による保安林解除という手続になろうというふうに思います。

事前相談がございまして、一応申請書の書類というのをを出していただくような形になろうかと思えます。出していただきましたら、県のほうで森林審議会へ諮問、答申というのが行われます。その後、県から林野庁のほうに送られ、林野庁のほうで今度は林政審議会というので適否審査というのが行われてこようかというふうに思えます。その後に県のほうから解除予定告知というのが出てきます。そのときにまた森林所有者の通知等ということで、市町村、利害関係者への通知が行われてくると。そしてまた、そこで県が意見進達を行っていくと。そして林野庁による公開による意見聴取、県の代替施設の確認、報告、そういったものを経て県が解除通知を行っていくという流れになってきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

いろいろな関係書類が必要になってくると思いますが、その中には保安林の解除を見ますと、土工定規図とか、排水計画平面図とか、いろいろな実施設計書、こういったいろんな具体的な書類も必要になってきてます。当然芦屋町に意見を求められるときには、こういった部分も提出されると思います。そういった芦屋町町長への意見が求められたときには、そういった書類の内容、そういった部分についても、当然議会へ開示していただきたいと思いますが、その点はいかがででしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど現地調査のところでもちょっと申し上げましたんですが、そういうような書類が届けば、もちろん書類も議会にご提示させていただき、そして議会の皆さん、そしてそれから基地対策協議会の皆さんと現地を見にいくと、現地調査と、そういう段階になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現地調査結果では、防風林の伐採の影響により飛来塩濃度が増加するという予測が得られたため、その対策のために防潮さく設置のシミュレーション予測を行ってまますとしてます。この予測が滑走路の延長に伴い、松の木など9,100本を伐採し、伐採のシミュレーションによる塩害被害の算出根拠に平均風速6.6メートルということを主張しております。で、私はそれらの算出根拠の数値にやっぱり問題があるというように思います。塩害は樹木などの周辺環境や海水温や大気温、それから潮風の強弱、傾き等に左右される。また風速は平均風速ではなく、速度の速い数値を算出根拠にすべきです。例えば、気象庁では、風速17.2メートル以上を台風の基準としております。今度の資料の調査結果の中にも、台風による被害例の中では、沖縄気象台の話として、防波堤やテトラポット、海岸につけられた波のしぶきも潮風の要因の一つ。ただ波が立てば、塩はどの場所からでも風に乗って吹きつける。海全体から来る潮風は、波が打ちつけられたしぶきによるものとの比ではないだろうと。こういったふうに言っています。

そういった点では、6.6とかいうのではなくて、やはりこういった強風の場合どうなるかという、そういったものを前提として行わなければいけないと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

議員が言われる風速が17.2メートル、一応台風とか、そういう想定されているというところの数値なんですけど、今回あくまでも国のほうにこれも確認した内容の中では、算定根拠に用いる風速は、実際の環境を再現する値を用いるのが適切と考え、観測期間中、飛来塩分量の数値が最も高い月の平均風速を採用したということで説明を受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今お手元に配っている資料の3枚目をごらんください。これは、ゼンリンの地図の標高をもとにした滑走路の断面図になります。現在の滑走路の標高は芦屋側が29.8メートル、海岸側は17.2メートル、その差は12.6メートルあります。つまり滑走路の路面は約0.73%の勾配で、海側が低くなっています。また、海岸線の自転車歩行者道路の標高は6.4メートル、滑走路延長先の先端の標高は15.3メートルということであります。つまり飛行機は歩行者道路の8.9メートルの上空を、これ以上の上空を飛行することになります。歩行者も飛行機も大変危険な状況です。先ほどは40メートル程度と言いましたけれども、実際私たちが行ったときは、それ以下で飛んでいるような状況でした。また爆音もものすごい爆音が出て、鼓膜を破損する、そういった可能性も想像できます。また、伐採後は、防潮さく、長さ400メートル、高さ8メートルのものを設置するということになっています。これはこの図の中で一番左から2番目です。これが防潮さくになります。つまり防潮さくと滑走路の路面の高さがほとんど同じような状況です。今この斜めになっているところは松が植わっていますので、実際はまだこれから松の高さがあ

りますので高くなっています。現行では大体5メートルぐらいの松がありますし、基地内に仕事で入っている造園業者から聞くと、この基地の滑走路の東側は、やはり10メートルぐらいの大木、そういった部分もあるということになります。こういったものがなくなって、こういった状況になります。そういった点では、やはり同じ位置に並行して計画防潮さくの立て込みがなされるというふうに思います。

特に12月の西北西からの風、これは滑走路を路面から低い海岸側から高い芦屋側に吹き上げてくるような状況です。つまり防潮さくは、外部からの侵入者の防止さくとか、そういったものには役に立っても、塩害防止の機能はほとんどないに等しいというものだというふうに考えています。塩害防止対策には、こういった台風で大風が吹いたり、北西の季節風が強い冬場は吹く、こういった玄界灘では防潮さくの効果はほとんどないんだと。やはりこれは防潮するためには防風保安林を維持強化することが一番塩害対策にも最も効果があるものだというふうに考えております。そういった点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

これも防衛省の見解という中で聞いておりますけれども、今回の環境シミュレーションの中では、繰り返しになるんですけれども、防潮さくの効果は防潮さくを設置することで飛来塩分状況を保安林伐採前と同程度まで軽減できるもののご理解願いたいというようなコメントでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次に、資料の一番上の写真の下段を見てください。防潮さくの腐食状況、それから内浦山、手野山、汐入川から波津駐車場間の写真というのが載っていると思います。写真資料は岡垣の保安林、汐入川河口から波津海水浴場間の2,400メートル区間の一部を撮影したものです。福岡県がサイクリング道路をつくったときに塩害対策として防潮さくを設置したものです。しかし、現在では広範囲にわたって松枯れが起こっており、防潮さくは塩害で腐食して崩れて放置されている、こういった状況です。

先ほど言われました11月19日に、岡垣町のサンリーアイで三里松原の豊かな海を目指してというシンポジウムが開かれました。この中で岡垣町の町長は、海岸浸食の問題だけではなく、三里松原の松枯れ対策にやはりこれも早急に取り組まなければいけないということを訴えていました。

町長は、松枯れの原因として、海岸浸食によって強風や波の高いときに海水が水しぶきとなって舞い上がり、松林を枯らしていく可能性を訴えていました。海岸線を取り巻く環境が悪化する中で、平均風速6.6のシミュレーションで試算されたこの400メートル程度の防潮さく、こういったことで、本当にやっぱり防げるのかどうかというのは問題があると思います。

その点では、先ほどシミュレーションと言いましたが、それはやはり机上の空論であると思います。現実には暴風雨が吹いたり、こういった潮風が舞い上がったりするわけです。想定外で塩害が起こったということでは済まされません。そういった点では、この防潮さくに対する町の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今、写真で岡垣の状況についても見させていただきましたけれども、基本的に今回のシミュレーション、先ほどの繰り返しになるんですが、あくまでも防衛省のシミュレーションの中でこういった防潮さくの効果というのがうたわれています。この辺については、また今後も検証といいますか、我々のほうもその辺については現状を見た中で協議していかなければいけないんじゃないかなというふうには感じますけれども、一応シミュレーションの中身について、ちょっと私のほうでとやかくコメントできないものですから、そういうことでご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、次に、第3点目の基地強化の問題について、これについて伺います。

一応自衛隊の見解としては、基地強化、使用目的としては、T4の訓練を安全に行うため以外にはありませんということでしたが、それでは8月4日の議会に説明があったときに、質疑応答の中で、滑走路を延長しても、F15等の各種戦闘機や大型輸送機が利用するには滑走路の厚みが足りないという、こういったことを自衛隊のほうから答弁がありました。しかし、2003年から2004年にかけて滑走路の改修工事が行われております。この工事によって、厚みや性能に変化があったのでしょうか。またこの工事によって、どのような機種 of 戦闘機や、また輸送機、こういったものが使用できるようになったのでしょうか。それがわかるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

8月4日の質疑応答の中でのご質問なんですけれども、これにつきましては、当該滑走路改修工事は既設滑走路が老朽していたため、舗装版の全面打ちかえを実施したものであり、使用できる機種についても、これまでと変化はないことから、滑走路の性能について変化はないという回答でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

具体的に、それがどういったものが使えるかというところも必要でしたが、これはまた今度防衛省のほうに伺います。

それでは次に、T4練習機は各航空部隊配置から23年が経過しております。芦屋基地では、平成13年に全機が換装されていますが、もう23年たっているということは相当老朽化しているという状況です。それでは、今後この練習機の機種の変更計画、これがあるのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

現在そのような計画はないという認識ということで聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、防衛省が8月30日の北九州の共産党市議団とのレクチャーの中で、滑走路の延長に伴う基地の性格は現在のところ変化はしない、延長しても変わらないということを説明しています。しかし、芦屋基地は在沖米軍の訓練の本土移転が浮上した際に、その対象基地の一つとして報道で名前が上がっています。実際に芦屋基地は日米共同訓練が繰り返されている築城基地と連携した運用がなされており、滑走路が延長されると、築城基地の日米両軍のF15、また大型輸送機の利用が可能となる基地となり、基地の性格が変わるのではないかと、こういったことが懸念されます。またこれは、変わらないと言っておりますが、将来にわたって変わらないと言えるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

滑走路延長の目的は、より安全かつ効果的な飛行教育を実施するためのものであり、ご指摘の戦闘機や大型輸送機の運用を踏まえた基地機能の強化を目的としたものではないという認識ということで聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことについては、必ずつくのが「現在のところ」というのが必ずつく。将来のことはわからないというのがあるんで。

それでは、資料の2枚目をごらんください。これは芦屋基地のゼンリンの地図です。現在の滑走路に加えて海岸側に193メートル延長した予想図も書き加えております。現在の滑走路長は1,640メートルです。これに現行でも浜口側にオーバーランした場合の余裕長が150メートルあります。また海岸側にも余裕長が122メートル、これも滑走路としてあります。つまり現在でも滑走路は1,833メートルあるわけです。これが193メートル延長されますと、実質の滑走路は2,125メートルという滑走路になります。この2,125メートルという滑走路は、今米軍とかF15とかが使っている築城基地、それと肩を並べるぐらいの滑走路になるわけです。そういった点では、確実に滑走路延長によって基地機能が強化され、芦屋基地の性格が変わることが考えられています。町長は、基地対策協議会の会長として、芦屋基地とこのことについて協議すべきではないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何度もお話ししておりますように、我々――議員の皆さんもそう、我々執行部もそう、それから基地対策協議会の委員の皆さんも、この環境調査までしか聞いてないんですよ。今議員は、物すごい専門的にいろいろご説明されるけど、よく調査されているなど、初めて聞くお話が多いわけですが、ただ1点、今の議員の



お話の中で、延長して、早く言えば戦闘機が来るんじゃないかというような話の不安を持たれているのではないかと思うんですが、私もこの前、皆さんと一緒に聞きしたときに、いわゆる基地の距離ですよね、今ちょっと長く説明されましたけど、今現在1,640メートルで延長して1,833メートルと説明されたわけですが、それでも結局日本にある基地の自衛隊基地の中でも滑走路が一番短いということで、今築城基地の話をされましたが、ここは戦闘機が配備されているんです。ここはもう2,500メートルあるわけですよ、ご存じのように。それからすると、この前の説明では、たしか議員が質問されておったと思うんですが、いやそれにしても基地の距離が足りないという、たしか防衛省のほうから説明があったと思っております。それぐらいでありますんで、もう先ほどお話ありましたように具体的な行動がない、県のほうから、私が先ほど申し上げましたように、これはあくまでも防風林が一番大きなまず第一の問題でありますので、この辺の照会がない限り、動くのはいかななものかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、もう時間もありませんので、サイクリングロードの問題について伺います。

サイクリングロードについては、40メートル程度ぐらいではないかということで、延長しても高度変わらないし、若干下がるぐらいだということをしていしましたが、今写真の、資料の1ページ目に、サイクリングロード付近の写真があります。で、滑走路の延長線上のサイクリングロードには、高さ2.5メートル、幅3メートル、長さ400メートルのコンクリート製の柵があります。この真ん中の写真、一番右の写真ですね。このコンクリート製の柵は何のためにつくられているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

このサイクリングロード上にあります歩行者用道路になりますけれども、コンクリート製の柵ということで、基本的にここが延長線上が滑走路ということになるわけでしょうから、そのために設けてあるんだらうというふうに思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

県のほうに聞きましても、滑走路の下の安全を確保するためという、そういった趣旨のことを言われていましたが、このサイクリングロード、夏場には芦屋岡垣から多くの人がサイクリングやジョギングや散歩、こういったことにこのロードを使用します。そういった方の、防衛省の見解でも40メートルぐらいの上空を飛ぶというふうに言っています。私たちは数回現地調査を行いましたけど、11月10日の現地調査のときにはちょうど訓練時間と合致して、ここを離発着するT4、また輸送機の光景を見ました。そのときは、やはりコンクリートの柵の中から見たけど、本当十数メートル上を飛んでいるんじゃないかというぐらい、飛行機のタイヤの格納とか、そういった部分まではっきり目視することができますし、また爆音のすさ

まじさ、こういったことに本当に驚愕いたしました。

多くの人が散策がサイクリングを楽しむ道が危険と背中合わせになっていることについて、やはりこのような状況でいいものかというふうに考えさせられました。こういった状況を考えていきますと、滑走路延長をされた場合に、完成後はサイクリングロードは通行禁止になるんじゃないかという、そういったことも考えられましたが、防衛省としては、基地としては、この点についてはいかが考えているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

滑走路延長工事の完成後、自転車歩行者道路の通行の禁止ということですが、これに関しては基地からは回答できる立場にないということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった点では、やっぱりこういったサイクリングロードを住民が使用することと、T4の訓練飛行は相入れないものだというふうに私は思います。一刻も早くこの危険性を解消することを町としても考えていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど町長が今後見守るといふようなお話をしておられましたが、今まで例えば言ったように、環境に与える影響の問題、また基地機能の強化の問題、そしてサイクリングロードの利用者の命と安全を脅かす、こういった3つの観点から見てきました。

岡垣町、三里松原には、松の枝1本腕1本ということわざがあります。これは昔やはり松の枝1本を切ると片腕を落とされていく、そういったことで、先人たちが松を大切にしてきたことをあらわしたものです。

芦屋町の町史の中にもこのことについて触れられています。芦屋町の町史の中には、

遠賀郡手野内浦から芦屋までの浜山松は田地囲いの松であるから、枯れ木であっても切り取ってはならんとされていた。文化14年、往還の並木・植立諸木を損傷してはならんという藩の達しが出ているが、元治元年ころから、毎春庄屋が村じゅうの者を集め、山林に入って竹木を切らないという誓書に血判をさせ、後日、豪商や庄屋、山の口などが山奉行の前で同じ誓約をしたという、これを「山判」といった。鎌、なた、手おのを携えて山林に入る者があれば、これを捕らえて山奉行に報告し、鎌所有者なら松苗か杉苗300本、おの所有者ならば600本を罰として植えさせた。これを「科代植」と称したと。野焼き火が山林に飛んで松竹を焼いたら、焼野の坪数一倍に松杉を植えさせた。

という、昔からやっぱり芦屋町の先人の人たちもこんなふうに罰則までつくって、そしてまたみずからもお金を出して松を植えてきて、それだけ芦屋町の松林を大切にしたということをおの町史の中にも述べられています。

そういった点で考えれば、私は先ほども言ったように、この3つの観点から言って、やはり今芦屋町としてするのは、この松をもうこれ以上、1万本も減らすことはできないという、そういったことで、これ以上防衛省に対しては延長をする作業をやめるべきだということをおの強く言うべきだということをおの思います、町長は今ま

でのこの論議の中で、当初はやっぱり見守りたいというように言いましたが、どういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の口述、最初の芦屋飛行場の歴史のお話しされましたが、やはり芦屋の海岸の松でもそう、それから英彦山、源流の森でもそう。やはり植樹というのは昔からずっとされておったわけでございます。その時代の流れとともに、芦屋飛行場の変遷が始まっているわけでございます。松の植樹というのは、先人がずっとされておられたということは十分理解しております。しかし、これは芦屋だけの問題ではなく、岡垣、遠賀両町ともよく協議して結論を出さなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それで、この滑走路延長問題については、ぜひ全町民への説明会、こういった部分を恐らく防衛省もされるでしょうけど、防衛省は全町民にはやらないと思うんで、関係団体とか、そういったところだけと思うんで、町長として全町民への説明会を開催していただきたいと思えます。それと申しますのも、やはりこの間のスーパーASOの問題、また高浜の町住跡地の問題、そういった部分についても、やっぱり町の説明責任が十分果たされてないという、そこがやっぱり根本的なところにあると思うんで、この問題、滑走路延長問題については、ぜひ全町民に対する説明会を開いていただきたいというふうに思えます。

それと、平成22年度の国有提供施設等所在市町村助成交付金額――交付金ですね、基地交付金、これは1億2,352万円ということになっています。また、23年が1億3,000、1,800万円、この程度です。で、芦屋基地の面積は440万平方メートルあります。芦屋基地の土地自体は国有地ですが、大変危険なこの基地を撤去して、そしてここに生産性の高い産業の育成、優秀な人材の育成、雇用の確保などを図れば、現在の交付金額以上の歳入の増加と、将来的には国益に沿った芦屋町の発展の展望が見えてくるというふうに思いますが、そういった点では、町長、このことについての基地を撤去して新たなものを誘致して行って町を発展させるという、そういったことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

余りにも壮大なご意見なので、お答えするにはちょっとまだまだ経験不足でございますが、ちょっと今のそういうような案になりますと、恐らく大変な問題になるかと思っております。それをご自身でもご理解の上で質問されておられると思えます。

それから、前段の町民説明会の件でちょっと一言なんですけど、スーパーと浜口地区の町営住宅跡地の住宅、この件は誤解のないように、何度もお話ししてまいりました。説明は十分し尽くしております。もうマスタープランの中に入れておりますように。そのことと、この基地の延長ということが決まれば、それは当然住民の方に

ちゃんと情報を公開して、住民の方に対する説明会というのは行わなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

基地の計画が決定してからしたときには、もう遅いと思うんですよ。ですからこういった目があるときに、住民に対してどういった考えを持っているのか、そういったことを聞くことが必要だと思いますし、またこの先ほどの基地をのけてほかのものを誘致せよということは、これは私の案ではなくて、もともと議会が十数年前、基地調査特別委員会をつくったときの前提の状況がこういったことが考えられるから、芦屋基地に対して土地の返還をということを書いてたんで、これは私だけの考えではありませんので、それは言うておきます。

それと、岡垣のシンポジウムの中でも、岡垣の町長も芦屋と連携して海岸の浸食の問題、また松枯れの問題、そういったものを取り組みたいと言われていましたが、現在、福岡県では、福岡県の森林環境税というのが取られています。これが年間1人500円、約200万人の方が税金を納めているという状況ですが、これを森林の整備とか、また森林の育成、こういったもので活用することができます。ぜひ岡垣でも協議しまして、芦屋町のところにもやっぱり松枯れ問題とかいろいろありますし、岡垣の基地に隣接する松枯れは相当なものでありますので、そういったものをこういった森林環境税を使って整備し、再生させていくという、そういったことも必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡垣の宮内町長とは、岡垣が町単独で砂の、いわゆる1年かけてやられておって、そのシンポジウムを開かれた。その前から、とにかく海岸一緒やからやりましょうという。ただそのとき、うちはもうちょっと今頼んでいるんで、その結果が出て、それから共同でやりましょうと、宮内町長とは話がもう合意に達しているわけで、今、事務レベルの、どういう方向性で県を巻き込んでやるかということで、当然砂の問題、松の問題とあわせてやることになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは最後に。きょういろいろ論議させていただきましたが、やはり私は、この基地機能の強化により、住民の命と安全が脅かされることは明らかだというふうに思います。日本共産党は、滑走路延長に反対することに全力を挙げることを表明いたしまして一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問が終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。明日も一般質問を行いますのでよろしくお  
願いします。お疲れさまでした。

午後 2 時 59 分散会

---